

第4次四街道市障害者基本計画 (案)

平成28年3月

はじめに

四街道市では、平成19年度に第3次四街道市障害者基本計画を策定以来、ノーマライゼーションの理念の基、障害のある人もない人も、共に生活していける社会を目指し、これまで障害者施策を進めてまいりました。

この間、国においては、「障害者基本法」の改正に加え、「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立等、国内法令の整備を進め、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准いたしました。条約では、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、過度の負担にならない限り障害者の権利確保のために必要な配慮や調整を行う「合理的配慮」等について規定されており、このような理念の普及の観点からも、障害及び障害のある人への理解を促進させていく必要があると感じています。

こうした障害者制度の改革や、障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害者基本法に基づく本市障害者計画として、前計画の基本理念、施策を踏襲しつつ、新たな重点目標の一つに「差別の解消及び権利擁護の推進」を加え、第4次四街道市障害者基本計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、同じ地域で共に暮らしていける社会の実現に向け、市民の皆様と協働して障害者施策の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました四街道市保健福祉審議会障害者部会の委員の皆様をはじめ、意見交換会にご出席いただいた障害福祉団体の皆様、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様など、関係者に厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

四街道市長 佐 渡 青



もくじ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障害者施策の動向	2
3 計画の位置付け・性格	4
4 計画の期間	5
第2章 障害のある人をめぐる状況	6
1 統計データなどからみる現状	6
2 アンケート調査結果からみる現状	16
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 重点目標	26
3 施策体系	29
第4章 障害者施策の総合的な展開	30
1 差別の解消及び権利擁護の推進	30
（1）差別の解消等に向けた取組	30
（2）成年後見制度の利用の促進	32
（3）相互理解の促進	33
2 早期療育、教育環境の整備	35
（1）早期療育体制の充実	35
（2）一人ひとりに応じた教育の推進	38
3 保健・医療の充実	40
（1）保健・医療の充実	40
4 生活支援の充実	43
（1）相談支援体制の充実	43
（2）自立生活支援の充実	45
（3）サービスの質の向上、人材の育成・確保	48
（4）地域福祉活動の促進	50
5 雇用・就労の促進	53
（1）雇用・就労機会の促進	53
6 社会参加の拡充	55
（1）文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実	55
（2）社会参加活動の促進	57
7 暮らしやすい生活環境の整備	58
（1）バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備	58
（2）情報アクセシビリティの推進	61
（3）安心・安全のまちづくり	63
第5章 計画の推進	65
1 進捗状況の管理と評価	65
2 関係機関との連携	65
3 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力	65
資料編	67
1 計画策定経過	68
2 計画策定体制	70
3 用語の解説	75

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人もない人も、地域とともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。

本市では、平成10年3月に「四街道市障害者基本計画」、平成14年3月にそれを引き継ぐ「第2次四街道市障害者基本計画」を策定し、障害者施策を積極的に推進してきました。また、平成18年4月からは、障害者自立支援法の施行に伴い、平成19年3月に「四街道市障害者基本計画・障害福祉計画」を一体的に策定し、日常生活支援をはじめとするさまざまな障害福祉サービスの充実に向け、取り組みを進めてきました。

平成22年12月には、障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律が成立し、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。

ノーマライゼーションの考え方が浸透するに伴い、それを一歩進め、すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、ともに生きる社会を目指すというインクルージョンの考え方が、学校・地域・社会づくりの新たな方向性として重要となってきました。本市においてもこの考え方に沿って、障害のある人もない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

平成25年6月に障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立しました(平成28年4月施行)。この障害者差別解消法の成立により国内法の整備がなされたことから、平成25年12月に障害者権利条約が国会承認され、平成26年1月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

こうした背景を踏まえ、本計画はこれまでの成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題や新たな課題の解決に向けて、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

2 障害者施策の動向

ここ数年、障害福祉については関連法の成立・改正が目まぐるしい状況が続いています。近年の関連法及び施策の動向を整理します。

年 月	内 容
平成 23 年 6月	障害者虐待防止法の成立 虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行された。
7月	障害者基本法の一部を改正する法律の成立 平成 23 年 7 月に障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年 8 月に施行された。改正法の目的については、障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、同条約に定められる障害のある人のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から改正が行われた。また、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定している。
平成 24 年 4月	児童福祉法の一部改正 障害児を対象とした施設・事業は、平成 24 年 4 月から児童福祉法に一本化され、体系も再編された（平成 24 年 4 月施行）。また、通所支援については、実施主体が市区町村となった。
6月	障害者総合支援法の成立 障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が、平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行（一部、平成 26 年 4 月施行）された。
6月	障害者優先調達推進法の成立 障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行された。
12月	障害者基本計画の策定 障害者政策委員会は、平成 24 年 12 月に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」をとりまとめ、内閣総理大臣あてに提出した。それを受け、政府は平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間を対象とする障害者基本計画（第 3 次）を策定した。
平成 25 年 4月	障害者(児)の定義に政令で定める難病患者等を追加 障害者総合支援法において、平成 25 年 4 月からは、障害者(児)の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変化などにより、身体障害者手帳の取得はできないが、一定の障害のある人が障害福祉サービス等の対象となった。

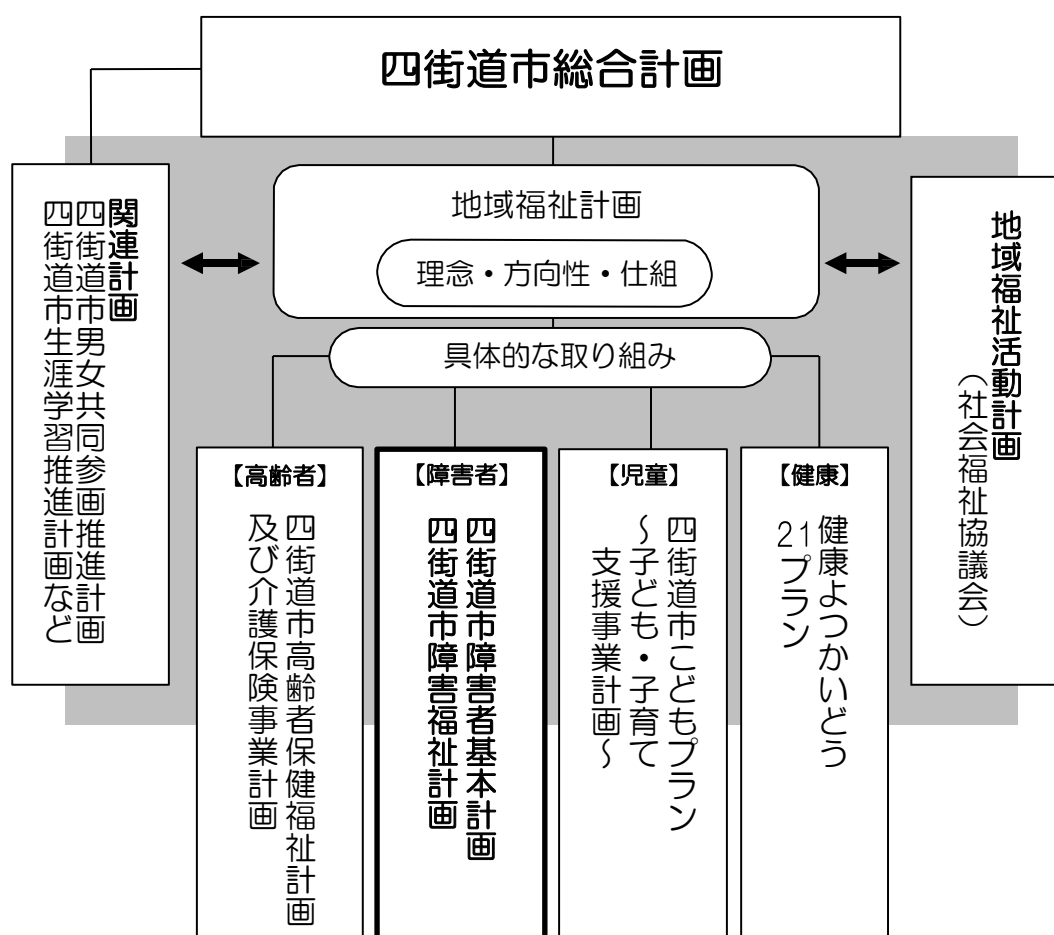
年 月	内 容
5月	<p>成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の成立</p> <p>成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布された（平成 25 年 6 月 30 日施行）。これにより、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなった。</p>
6月	<p>障害者雇用促進法の一部改正</p> <p>雇用の分野における障害のある人に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が平成 25 年 6 月に成立した。また、本法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成 27 年 3 月に策定された（施行は平成 28 年 4 月。ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しの施行については、平成 30 年 4 月から施行される。）。</p>
6月	<p>障害者差別解消法の成立</p> <p>すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 25 年 6 月に成立した（平成 28 年 4 月施行）。また、同法に基づく、政府における施策の基本的な方向などを示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」については、平成 27 年 2 月に閣議決定された。</p>
6月	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の成立</p> <p>精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しを行う、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 4 月から施行（一部、平成 28 年 4 月施行）された。</p>
平成 26 年 1月	<p>障害者権利条約の批准</p> <p>平成 26 年 1 月 20 日、我が国は「障害者権利条約」を批准した。「障害者権利条約」は、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定しており、障害のある人に関する初めての国際条約である。その内容は、前文及び 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害のある人の権利実現のための取組を締結国に求めている。</p>
4月	<p>障害程度区分から障害支援区分への見直し等</p> <p>障害者総合支援法において、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが施行された。</p>
5月	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律の成立</p> <p>難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成 26 年 5 月に成立し、平成 27 年 1 月から施行された。</p>

3 計画の位置付け・性格

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられます。

計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの基本的な方向性を定める「四街道市総合計画」（平成 26 年度～平成 35 年度）との整合性を図るとともに、国や県の関連計画を踏まえて策定したものです。

また、地域福祉の推進のために策定された「四街道市地域福祉計画」の理念や方向性を実現するための具体的な取り組みを示しています。



「障害者基本計画」は、障害者基本法第 11 条に基づき、市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

4 計画の期間

- 本計画の計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度の 10 か年です。
- ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

計画名	年度													
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38	
四街道市障害者基本計画	計画期間													
四街道市障害福祉計画		第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画			
健康よつかいどう21プラン	H20～ 計画期間													
四街道市こどもプラン ～子ども・子育て支援事業計画～		計画期間												
四街道市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画		第6期計画												
四街道市地域福祉計画		計画期間												
四街道市総合計画	基本構想													
	前期基本計画						(後期基本計画)							

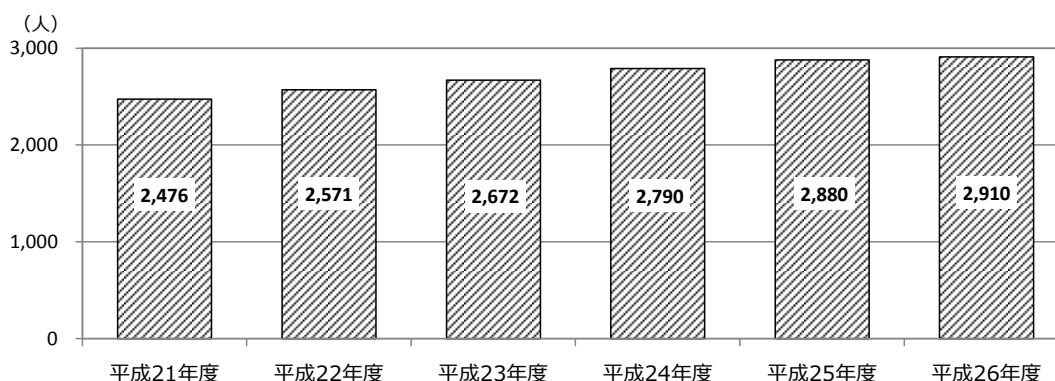
第2章 障害のある人をめぐる状況

1 統計データなどからみる現状

(1) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成26年度は2,910人で、平成21年度の約1.2倍となっています。等級別にみると、1級が965人で手帳所持者の3割を占めています。

【身体障害者手帳所持者数】



単位(人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
--	--------	--------	--------	--------	--------	--------

【等級別手帳所持者数】

1級	855	882	902	955	964	965
2級	390	403	421	417	426	443
3級	362	385	402	428	446	447
4級	580	606	638	688	719	721
5級	139	140	151	145	150	153
6級	150	155	158	157	175	181

【年齢別手帳所持者数】

18歳未満	56	51	57	71	62	64
18歳以上	2,420	2,520	2,615	2,719	2,818	2,846

【障害種別手帳所持者数】

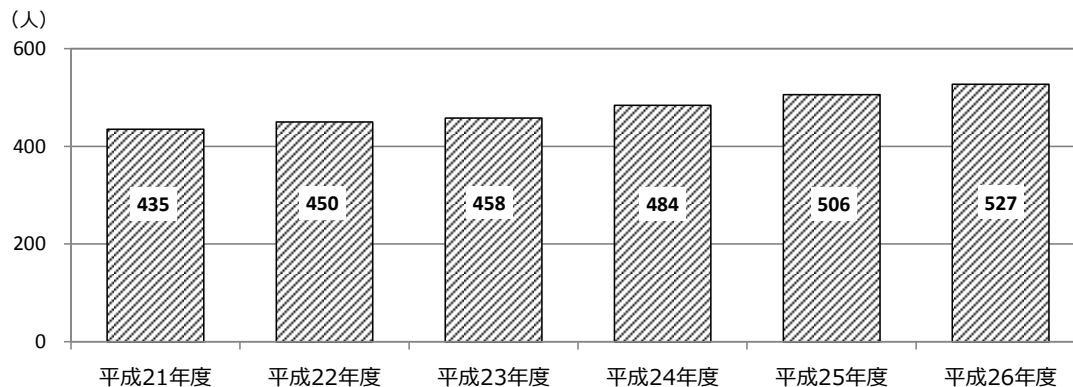
視覚障害	188	189	203	218	220	217
聴覚・ 平衡機能障害	195	198	209	219	232	232
音声・言語・そ しゃく機能障害	32	33	41	38	40	30
肢体不自由	1,351	1,404	1,456	1,494	1,535	1,567
内部障害	710	747	763	821	853	864

(各年度末)

(2) 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、平成 26 年度は 527 人で、平成 21 年度の約 1.2 倍となっています。等級別にみると、重度者（A・Aの1・Aの2）では、平成 26 年度の療育手帳所持者数は平成 21 年度の約 1.1 倍、中度者（Bの1）では約 1.1 倍、軽度者（Bの2）では約 1.4 倍となっています。

療育手帳所持者数



単位 (人)

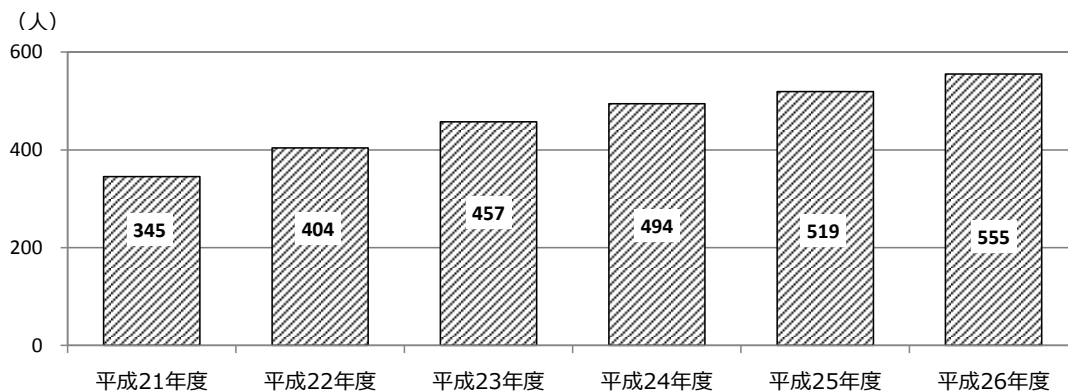
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
【等級別手帳所持者数】						
重度 A・Aの1・Aの2	197	205	209	222	224	221
中度 Bの1	92	92	94	92	94	100
軽度 Bの2	146	153	155	170	188	206
【年齢別手帳所持者数】						
18歳未満	132	125	121	125	133	146
18歳以上	303	325	337	359	373	381

(各年度末)

(3) 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 26 年度は 555 人で、平成 21 年度の約 1.6 倍となっています。等級別にみると、2 級では平成 26 年度は 313 人で、平成 21 年度の約 1.7 倍となっており、他の等級に比べ増加傾向が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数



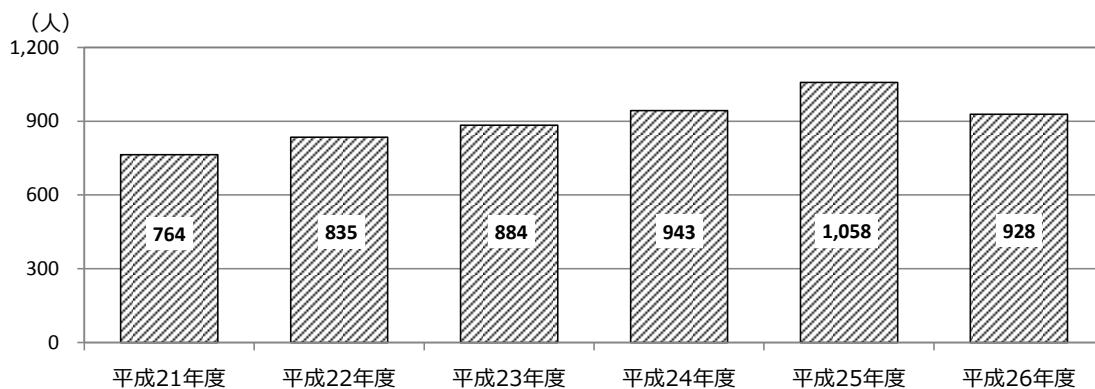
単位 (人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
【等級別手帳所持者数】						
1 級	62	59	72	78	87	92
2 級	181	220	246	269	296	313
3 級	102	125	139	147	136	150

(各年度末)

自立支援医療費（精神通院医療）受給者は、平成 25 年度まで増加しており 1,058 人でしたが、平成 26 年度は 928 人と若干減少しています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数

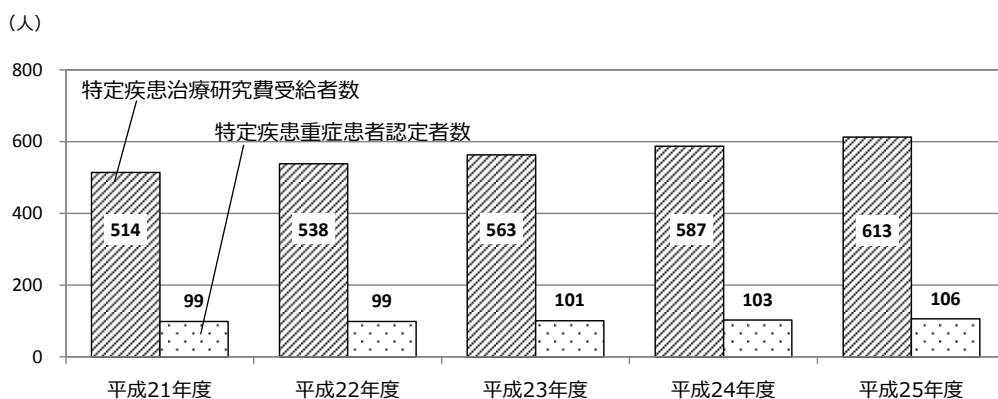


(4) 難病療養者の状況

印旛健康福祉センターにおける本市の特定疾患治療研究費受給者数は、平成 25 年度は 613 人で、平成 21 年度の約 1.2 倍となっています。特定疾患重症疾患認定者数は、平成 25 年度は 106 人で、平成 21 年度から微増している状況です。

平成 25 年度の特定疾患治療研究費受給者 613 人のうち、潰瘍性大腸炎が 111 人、特定疾患重症患者認定者 106 人のうち、網膜色素変性症が 23 人で、それぞれ最も多くなっています。

特定疾患治療研究費受給者数及び特定疾患重症患者認定者数（印旛健康福祉センター、四街道市分）



平成 25 年度特定疾患治療研究費受給者数及び特定疾患重症患者認定者数内訳

単位（人）

疾病名	特定疾患治療研究費受給者数	特定疾患重症患者認定者数	疾病名	特定疾患治療研究費受給者数	特定疾患重症患者認定者数
潰瘍性大腸炎	111	-	筋萎縮性側索硬化症	7	3
パーキンソン病関連疾患	73	21	大動脈炎症候群	7	2
全身性エリテマトーデス	53	3	多系統萎縮症	5	3
網膜色素変性症	38	23	広範脊柱管狭窄症	4	-
脊髄小脳変性症	34	19	特発性間質性肺炎	4	-
後縦靭帯骨化症	32	3	特発性慢性肺血栓栓塞症	4	-
強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎	27	1	悪性関節リウマチ	3	-
クローン病	25	-	アミロイドーシス	3	-
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	23	5	肥大型心筋症	3	3
重症筋無力症	20	2	スモン	2	2
特発性血小板減少性紫斑病	18	-	ビュルガー病	2	-
ベーチェット病	12	2	天疱瘡	2	-
多発性硬化症	12	3	ハンチントン病	2	-
間脳下垂体機能障害	12	-	重症急性膵炎	2	2
サルコイドーシス	11	1	バッドキアリ症候群	2	-
特発性大腿骨頭壊死症	11	1	膿毒性乾癬	1	-
混合性結合組織病	11	1	原発性免疫不全症候群	1	-
原発性胆汁性肝硬変	9	-	プリオン病	1	1
結節性動脈周囲炎	8	1	肺動脈性肺高血圧症	1	1
モヤモヤ病	8	3	副腎白質ジストロフィー	1	-
再生不良性貧血	7	-	黄色靭帯骨化症	1	-
			合計	613	106

(5) 障害のある児童生徒の状況

本市の特別支援学級の在籍児童生徒数は、平成 26 年 5 月 1 日現在で、小学校が 109 人（男子 77 人、女子 32 人）、中学校が 43 人（男子 39 人、女子 4 人）となっています。

また、すべての小中学校に特別支援学級が設置されており、平成 26 年 5 月 1 日現在の各学校の設置状況は以下のとおりです。

	学校名	障害種別		
		知	自情	言
小学校	四街道小学校	○	○	○
	旭 小学校	○	○	
	南 小学校	○	○	
	中 央小学校	○	○	
	大 日小学校	○	○	
	八木原小学校	○	○	
	四 和小学校	○	○	
	山 梨小学校	○	○	
	みそら小学校	○	○	
	栗 山小学校	○	○	
	和良比小学校	○	○	
	吉 岡小学校	○	○	

	学校名	障害種別		
		知	自情	言
中学校	四 街 道中学校	○	○	
	千 代 田中学校	○	○	
	旭 中 学校	○	○	
	四街道西中学校	○	○	
	四街道北中学校	○	○	

知 : 知的障害特別支援学級

自情: 自閉症・情緒障害特別支援学級

言 : 言語障害特別支援学級

(6) 障害のある人の就労状況

①障害のある人の雇用状況（千葉労働局管内）

千葉労働局の発表によれば、平成26年6月1日現在、障害者雇用率（以下「法定雇用率」（2.0%）という。）が適用される民間企業（常用労働者数50人以上の企業）数は、2,082社（前年2,026社）で、そのうち雇用率達成企業は989社（47.5%）、未達成企業は1,093社（52.5%）です。全体の実雇用率は1.77%で、前年より0.06ポイント上昇しています。

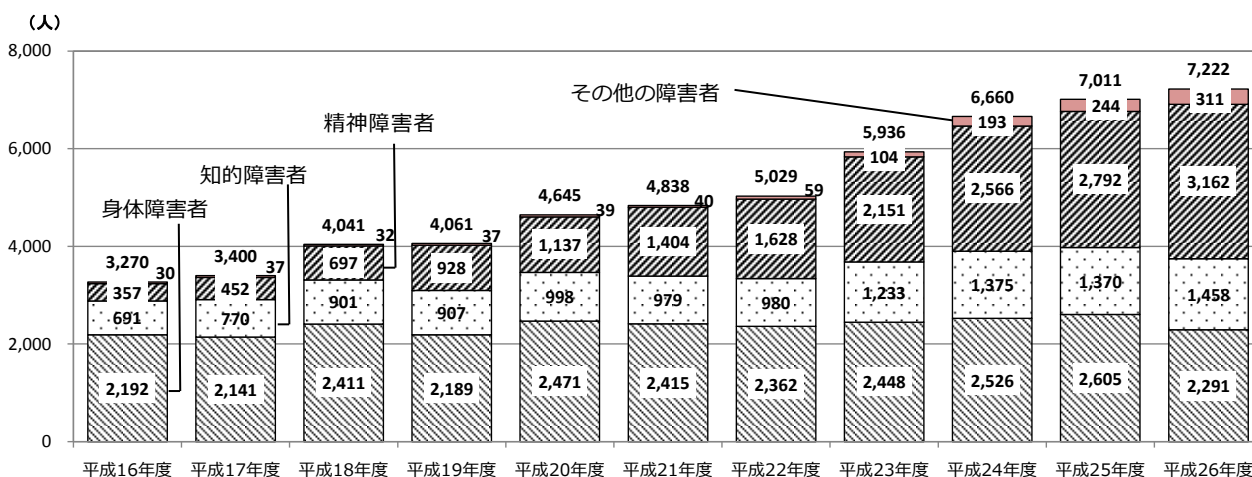
	(1)	(2)	(3)障害者の数					(4)	(5)	(6)
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A 重度障害者及び重度知的障害者	B 重度障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E (計) A×2 + B+C + D×0.5	実雇用率 D÷(2) ×100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
一般の民間企業	2,082 企業	485,922.5 人	1,845 人	471 人	3,646 人	1,554 人	8,584.0 人	1.77 %	989 企業	47.5 %
特殊法人等	2 法人	325.0 人	3 人	0 人	1 人	1 人	7.5 人	2.31 %	1 法人	50.0 %

- (注) 1 (2)欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 (3) A欄の「重度障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり、0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は、平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成28年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 特殊法人とは、2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

出典：平成26年障害者雇用状況の集計結果（千葉労働局管内）

②新規就職申込件数（千葉労働局管内）

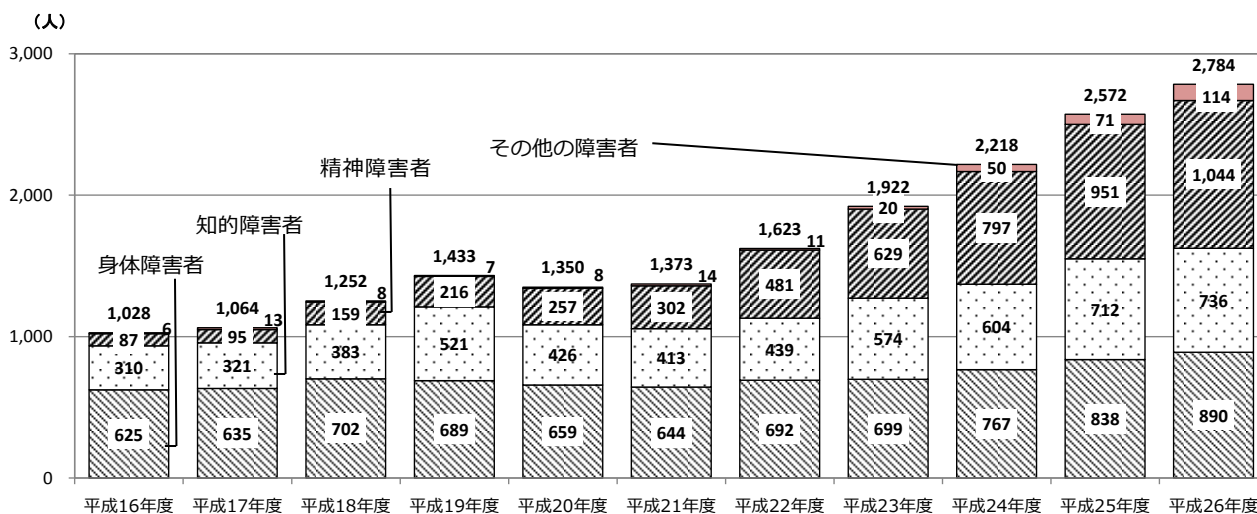
新規求職申込件数は、平成 26 年度では、7,222 人で、平成 16 年度の 3,270 人の 2.2 倍になっています。障害種類別にみると、知的障害者、精神障害者の新規求人申込件数が増加しており、特に精神障害者においては、この 11 年で約 8.9 倍の増加となっています。



出典：ハローワーク（千葉労働局管内）における障害者の職業紹介状況

③就職件数（千葉労働局管内）

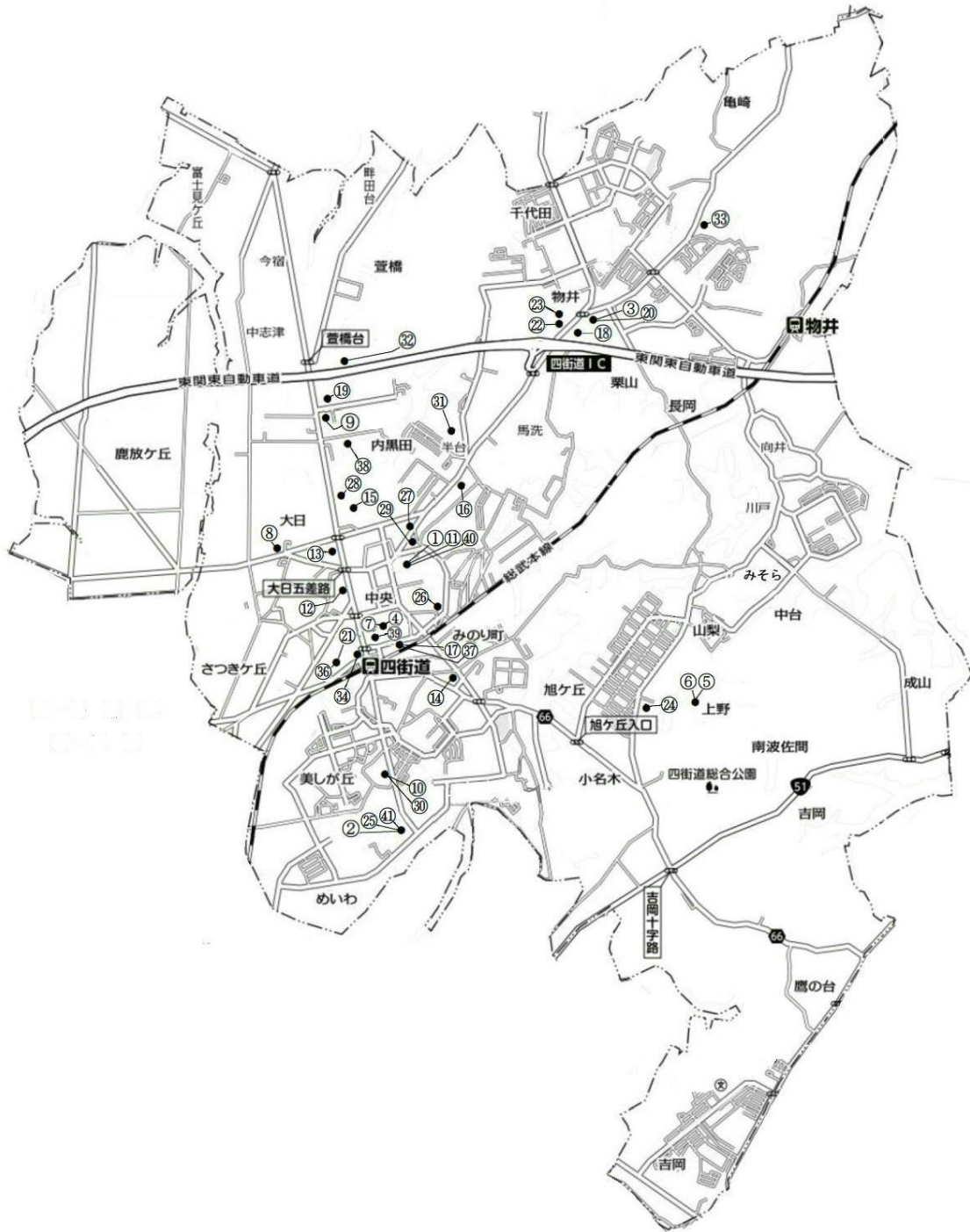
就職件数は、平成 26 年度では、2,784 人で、平成 16 年度の 1,028 人から約 2.7 倍増加しています。障害種類別にみると、知的障害者、精神障害者の就職件数が大幅に増加しており、知的障害者では、この 11 年で約 2.3 倍、精神障害者では 12 倍の増加となっています。



出典：ハローワーク（千葉労働局管内）における障害者の職業紹介状況

(注) その他の障害者： 発達障害者、高次脳機能障害者、難治性疾患患者等

市内の社会資源の状況



《相談支援事業所》

No.	事業所名	サービスの種類	所在地・連絡先
①	四街道市障害者相談支援事業所「ひだまり」	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・障害児相談 ・相談支援 	鹿渡無番地 総合福祉センター分館 電話 043-304-2828 e-mail hidamari@yotsukaido-shakyo.or.jp
②	四街道市障害者相談支援事業所「ほほえみ」	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・障害児相談 ・相談支援 	和良比 635-4 南部総合福祉センター 電話 043-420-5388 e-mail hohoemi@kyf.biglobe.ne.jp
③	相談支援事業所「らしんばん」	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・障害児相談 	栗山 740 電話 043-308-5808 e-mail minori-compass@poplar.ocn.ne.jp
④	相談支援事業所「かけはし」	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・障害児相談 	鹿渡 934-5 電話 043-422-2511(代) e-mail shidou@simosizu2.hosp.go.jp

《障害福祉サービス》

No.	事業所名	サービスの種類	所在地・連絡先
⑤	障害者支援施設「永幸苑」	・施設入所支援 ・生活介護 ・短期入所 ・日中一時支援	上野 199 電話 043-432-2851(代) e-mail info@suikoukai.com
⑥	障害者支援施設「ピクシーフォレスト」	・施設入所支援 ・生活介護 ・短期入所 ・日中一時支援	上野 199 電話 043-432-2851(代) e-mail info@suikoukai.com
⑦	独立行政法人国立病院機構 「下志津病院」	・療養介護 ・生活介護 ・短期入所	鹿渡 934-5 電話 043-422-2511(代)
⑧	さわやかヘルプステーション	・居宅介護 ・移動支援 ・同行援護	大日 69-1 HKビル 101 電話 043-310-4181 e-mail sawayaka@drive.ocn.ne.jp
⑨	ヤックスヘルプステーション四街道	・居宅介護 ・移動支援 ・同行援護 ・重度訪問介護	大日 546-5 電話 043-304-2325
⑩	特定非営利活動法人「風」	・居宅介護 ・移動支援 ・同行援護 ・行動援護 ・重度訪問介護	和良比 740-1 電話 043-432-0825 e-mail mail@kazenpo.org
⑪	社会福祉法人 四街道市社会福祉協議会	・居宅介護 ・移動支援 ・同行援護 ・重度訪問介護	鹿渡無番地 総合福祉センター分館 電話 043-422-2945 e-mail zaitaku@yotsukaido-shakyo.or.jp
⑫	たすけあいの会ふきのとう	・居宅介護 ・移動支援 ・同行援護 ・重度訪問介護	四街道 1521-19 電話 043-304-8801 e-mail fukinoto@oregano.ocn.ne.jp
⑬	ニチイケアセンター四街道	・居宅介護 ・移動支援 ・同行援護 ・重度訪問介護	大日 288-17 齊藤ビル 2階 電話 043-420-6101 e-mail hstb25@nichiigakkan.co.jp
⑭	ジャパンケア四街道	・居宅介護 ・移動支援 ・重度訪問介護	和良比 269-31 電話 043-433-6221 e-mail cc-yotsukaidouchuo@japan-care.co.jp
⑮	ともし 灯介護センター	・居宅介護 ・移動支援 ・重度訪問介護	大日 437-72 金子ハイツ 201 電話 043-382-1616 e-mail tomo-khs@mx4.alpha-web.ne.jp
⑯	すみれ訪問介護事業所	・居宅介護 ・移動支援 ・同行援護 ・重度訪問介護	栗山 1082-115 電話 043-377-6950 e-mail azekura@crux.ocn.ne.jp
⑰	同行援護事業所「のぞみ」	・同行援護	鹿渡 968-9 電話 043-308-7007 e-mail nozomi@tisikyo.sakura.ne.jp
⑱	障がい者就労・生活さぼーとピース	・就労移行支援 ・移動支援 ・日中一時支援	物井 1798-15 電話 043-424-1004 e-mail minori-peace@sky.sannet.ne.jp
⑲	チェリーコート訪問介護ステーション	・居宅介護 ・同行援護 ・重度訪問介護	四街道市大日 549-1 電話 043-422-0572
⑳	青空協同組合	・就労継続支援 B 型 ・移動支援 ・日中一時支援	栗山 740 電話 043-290-9878 e-mail minori-aozorakyodo@abelia.ocn.ne.jp
㉑	ワークショップ四街道	・就労継続支援 B 型 ・日中一時支援	四街道 1-9-3 電話 043-424-2598 e-mail ws-yotukaido@rc-aikoh.or.jp
㉒	みのりほーむ 2	・共同生活援助	物井 1792-42 電話 043-312-4331 e-mail minori@clear.ocn.ne.jp
㉓	みのりほーむ 3	・共同生活援助	物井 1792-64 電話 043-312-7015 e-mail minori@clear.ocn.ne.jp
㉔	グループホームきらら	・共同生活援助	上野 195-1 電話 043-432-2851 e-mail info@suikoukai.com

《児童サービス》

No.	事業所名	サービスの種類	所在地・連絡先
⑦	独立行政法人国立病院機構 「下志津病院」	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	鹿渡 934-5 電話 043-422-2511(代)
⑫	四街道市児童デイサービスセンターくれよん	・児童発達支援	和良比 635-4 電話 043-433-6301 e-mail ykureyon@city.yotsukaido.chiba.jp
⑮	ピルキッズ四街道校	・放課後等デイサービス	鹿渡 815 電話 043-312-4133 e-mail nk-yotsukaido@ib-group.jp
⑰	そら	・放課後等デイサービス	鹿渡 900-3 電話 043-497-6733 e-mail sora@kazenpo.org
⑲	ひまわり	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	大日 460-1 電話 043-421-1577 e-mail minori-sunflower@wind.sannet.ne.jp
⑳	くろーばー	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	鹿渡 933-29 電話 043-312-0177 e-mail minori-clover@citrus.ocn.ne.jp
㉑	だいち	・放課後等デイサービス	和良比 740-1 電話 043-432-0825
㉒	おもちゃ箱よつかいどう	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	栗山 953-1 電話 043-235-8812

《地域活動支援センター》

No.	事業所名	サービスの種類	所在地・連絡先
⑳	四街道市第一福祉作業所	・地域活動支援センター	大日 722-1 電話 043-423-7361 e-mail dai-1@yotsukaido-shakyo.or.jp
㉑	四街道市第二福祉作業所	・地域活動支援センター	物井 1252-17 電話 043-421-3439 e-mail dai-2@yotsukaido-shakyo.or.jp
㉒	地域活動支援センター「どんぐり工房」	・地域活動支援センター	四街道 1-6-1 電話 043-421-6645 e-mail kibou_donguri@ninus.ocn.ne.jp
	地域活動支援センター みのり	・地域活動支援センター	開所予定

《視覚障害者情報提供施設》

No.	事業所名	サービスの種類	所在地・連絡先
㉓	視覚障害者総合支援センターちば	・視覚障害者情報提供施設	四街道 1-9-3 電話 043-424-2501
㉔	千葉県視覚障害者福祉会館	・視覚障害者情報提供施設	鹿渡 968-9 電話 043-421-5199

《特別支援学校》

No.	事業所名	サービスの種類	所在地・連絡先
㉕	県立千葉盲学校	・特別支援学校	大日 468-1 電話 043-422-0231
㉖	県立四街道特別支援学校	・特別支援学校	鹿渡 934-45 電話 043-422-2609

《福祉センター》

No.	事業所名	サービスの種類	所在地・連絡先
㉗	四街道市総合福祉センター	・福祉センター	鹿渡無番地 電話 043-422-2945
㉘	四街道市南部総合福祉センター 「わろうべの里」	・福祉センター	和良比 635-4 電話 043-433-6201

2 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

①調査目的

四街道市障害者基本計画を策定するにあたり、障害のある人の日常生活状況やサービスの利用状況、障害者福祉に関する意識等を把握し、計画策定の基礎資料として障害者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

②調査設計及び回収結果

調査地域：市内全域

調査対象：市内在住の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病療養者見舞金の受給者

調査時期：平成 27 年 6 月

調査方法：郵送配布・郵送回収（本人が記入できない場合は家族等が記入）

区分	対象者数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	2,459 名	1,689	68.7%
知的障害者	458 名	287	62.7%
精神障害者	500 名	284	56.8%
難病療養者	496 名	328	66.1%
合計	3,913 名	2,588	66.1%

(2) アンケート結果からみえる本市の特徴

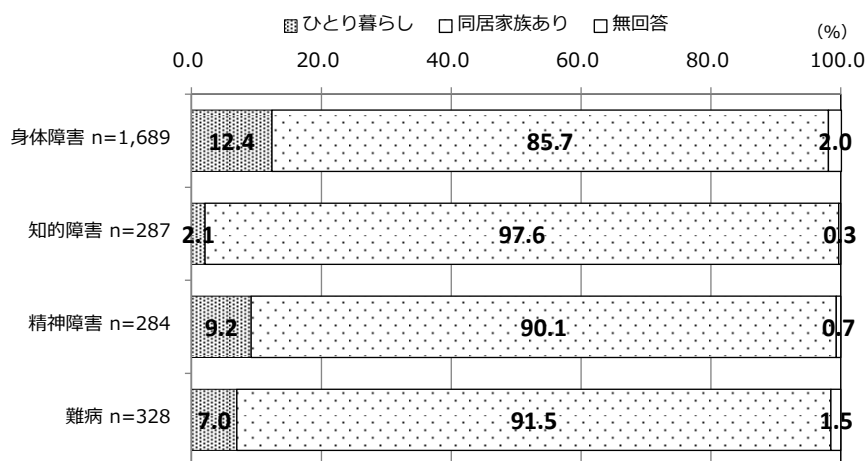
①年齢

身体障害では「65歳以上」が約7割を占め、平均年齢は69.4歳です。知的障害では30歳未満が5割強で、平均年齢は27.7歳です。また、精神障害では平均年齢45.3歳、難病では平均年齢53.8歳となっています。

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50歳～64歳	65歳以上	無回答	平均年齢
身体障害 n=1,689	0.9	1.0	0.9	1.9	5.0	15.1	72.3	2.9	69.4
知的障害 n=287	10.8	22.3	20.2	19.5	18.5	5.2	0.7	2.8	27.7
精神障害 n=284	0.0	1.1	8.1	22.5	36.6	18.7	10.9	2.1	45.3
難病 n=328	5.2	7.3	4.3	7.3	10.1	19.5	43.0	3.4	53.8

②同居家族

同居家族の状況については、身体障害及び精神障害で「ひとり暮らし」がおよそ1割となっています。



③介助の有無

日常生活において、身体障害では3割強が「外出」において何らかの介助を必要としています。知的障害では「家事（調理、掃除、洗濯）」「自分の意思を伝える」「外出」が、精神障害では「食事のしたく」のほか「日用品などの買い物」「衣類の洗濯」「通院や公共機関の利用」「部屋の整理・整頓」に介助が必要と感じている人の割合が高くなっています。

身体障害 n=1,689	介助が必要 (一部+全部)
食事をする	10.8
トイレ	14.8
入浴	24.5
衣服の着脱	19.0
家の中の移動	14.1
家事（調理、掃除、洗濯）	32.2
外出	36.5

知的障害 n=287	介助が必要 (一部+全部)
食事をする	25.5
トイレ	31.4
入浴	42.5
衣服の着脱	26.5
家事（調理、掃除、洗濯）	73.2
外出	62.7
自分の意思を伝える	65.9

精神障害 n=284	介助が必要 (一部+全部)
部屋の整理・整頓	32.4
衣類の洗濯	33.8
日用品などの買い物	35.2
食事のしたく	45.4
服薬	16.9
身体の清潔・保持	19.7
通院や公共機関の利用	33.1

難病 n=328	介助が必要 (一部+全部)
食事をする	3.6
トイレ	5.2
入浴	7.9
衣類の着脱	5.8
家の中の移動	4.8
家事（調理、掃除、洗濯）	10.9
外出	12.6

④介助者が不在時の対応（上位抜粋）

介助者が不在時の対応については、身体障害では「施設に入所する」が最も高く、知的障害では「同居している他の家族に頼む」が最も高くおよそ5割となっています。精神障害では約2割が「何もあてがなく困っている」と回答しており、他の障害に比べ高くなっています。

	同居している 他の家族に頼む	別居の家族や 親族に頼む	施設に入所する	ホームヘルパー・ 家政婦を頼む	何もあてがなく 困っている
身体障害 n=1,689	15.0	14.2	26.0	14.7	5.9
知的障害 n=287	47.0	19.7	28.1	6.4	8.0
精神障害 n=284	21.6	7.2	9.3	6.4	19.9
難病 n=328	15.0	15.0	15.0	9.0	4.0

⑤外出の際に困ること（上位抜粋）

身体障害と難病では「歩道が狭く道路に段差が多い」と感じている人が最も多く、知的障害では「他人との会話がむずかしい」、精神障害では「他人の視線が気になる」と感じている人が最も多くなっています。

	1位	2位	3位	4位	5位	特にない
身体障害 n=1,689	歩道が狭く道路に段差が多い 18.2%	障害者用のトイレが少ない 12.6%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい 12.2%	建物などにスロープやエレベータがなく利用しにくい 10.6%	気軽に利用できる移動手段が少ない（福祉車両等） 9.7%	困っていることは特にない 28.9%
知的障害 n=287	他人との会話がむずかしい 30.3%	他人の視線が気になる 18.8%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい 11.1%	障害者用のトイレが少ない 8.7%	必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない 7.0%	困っていることは特にない 30.7%
精神障害 n=284	他人の視線が気になる 37.3%	他人との会話がむずかしい 23.9%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい 23.2%	必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない 9.9%	付添ってくれていない人がいない 6.3%	困っていることは特にない 31.0%
難病 n=328	歩道が狭く道路に段差が多い 12.5%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい 8.8%	気軽に利用できる移動手段が少ない（福祉車両等） 8.2%	障害者用のトイレが少ない 7.0%	道路に放置自転車などの障害物が多く、歩きにくい 5.5%	困っていることは特にない 54.0%

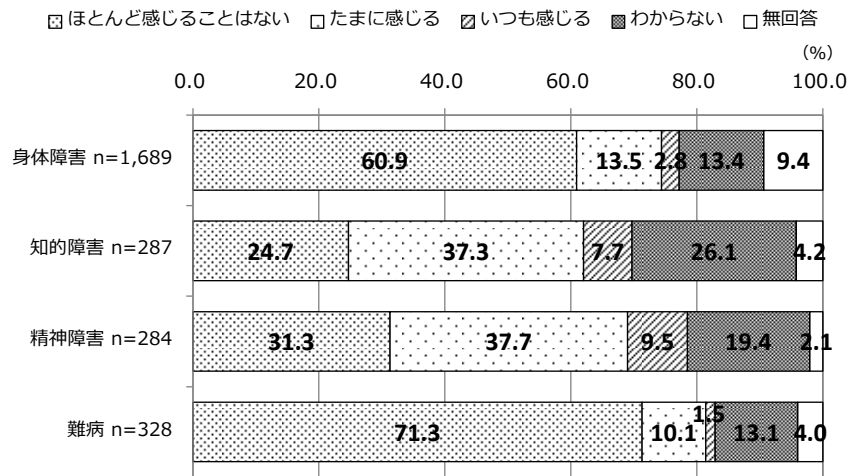
⑥現在の生活で困っていること、不安に感じていること（上位抜粋）

身体障害では3割近くが「特にない」となっていますが、2割は「医療費が多くかかる」と感じています。知的障害、精神障害では「親なきあとのこと」と感じている人が最も多くなっています。

	1位	2位	3位	4位	5位	特にない
身体障害 n=1,689	医療費が多くかかる 21.3%	外出しにくい 15.0%	収入が少ない 14.7%	診療してくれる身近な医療機関が少ない 9.4%	住宅で使いにくいところがある 9.1%	特にない 28.3%
知的障害 n=287	親なきあとのこと 65.5%	休日の過ごし方 20.2%	働く場が少ない 16.7%	収入が少ない 16.4%	気軽に相談するところがない 13.2%	特にない 13.9%
精神障害 n=284	親なきあとのこと 53.2%	収入が少ない 44.7%	働く場が少ない 30.6%	まわりの人の理解が少ない 27.8%	気軽に相談するところがない 27.5%	特にない 7.7%

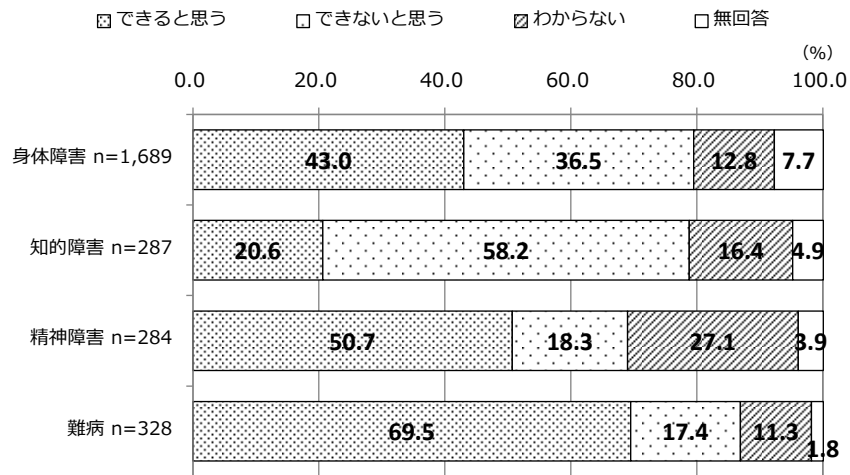
⑦差別や人権侵害、虐待の状況

差別や人権侵害、虐待を受けていると「たまに感じる」、「いつも感じる」人は知的障害で4割強、精神障害では5割近くと高い割合となっています。



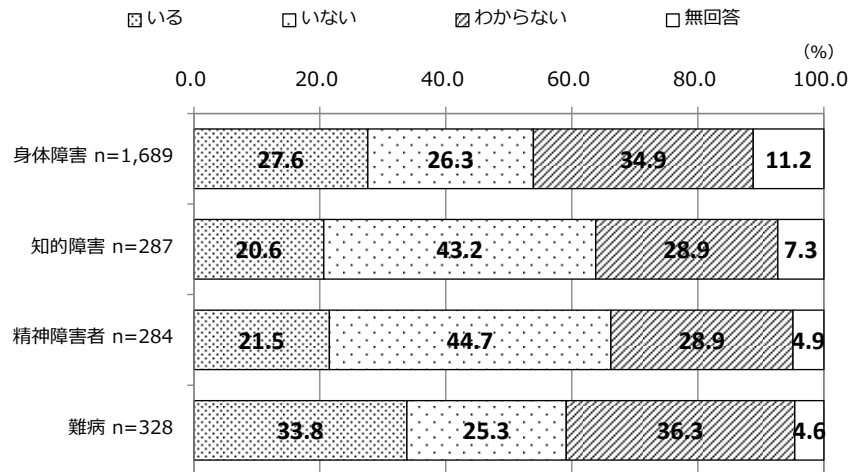
⑧災害時にひとり避難の能否

火事や地震等の災害時に、一人で避難「できると思う」人は、身体障害で4割強、精神障害でほぼ5割、難病でほぼ7割です。一方、知的障害では約6割が「できないと思う」となっています。



⑨災害時における近所に助けてくれる人の有無

災害時において、家族が不在の場合または一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いる」と回答した人は身体障害、難病では約3割となっています。知的障害、精神障害では「いない」と回答した人が4割を超えています。



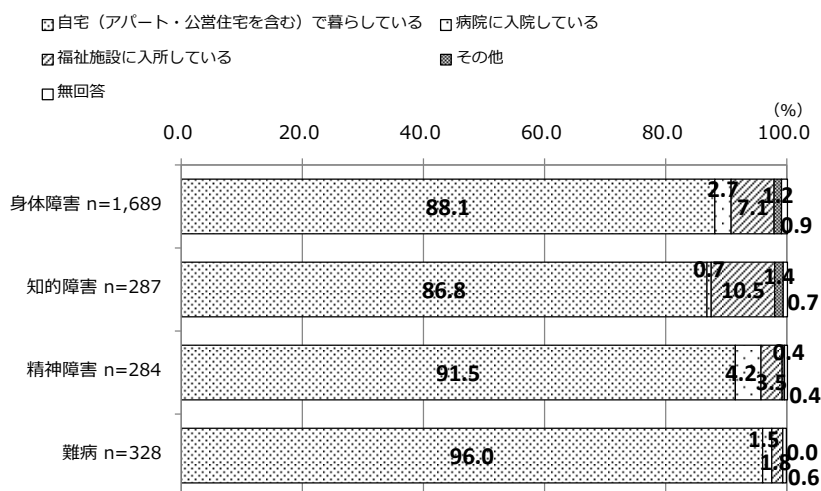
⑩災害時に支援してほしいこと

災害発生時に支援してほしいこととして、「災害情報を知らせてほしい」がどの障害でも3位以内に入っています。また、身体障害では「避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい」、知的障害では「避難場所までの避難を支援してほしい」「避難時の声かけをしてほしい」、精神障害では「必要な治療や家を確保してほしい」などの割合が高く、障害の特性によって必要とされる支援に違いがみられます。

	1位	2位	3位	4位	5位	特にない
身体障害 n=1,689	災害情報を知らせてほしい 39.4%	避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい 34.9%	避難場所までの避難を支援してほしい 30.7%	必要な治療や家を確保してほしい 29.7%	避難時の声かけをしてほしい 23.0%	特にない 7.3%
知的障害 n=287	避難場所までの避難を支援してほしい 40.8%	避難時の声かけをしてほしい 39.4%	災害情報を知らせてほしい 31.4%	必要な治療や家を確保してほしい 27.2%	避難場所を教えてください 23.0%	特にない 7.3%
精神障害 n=284	必要な治療や家を確保してほしい 50.4%	災害情報を知らせてほしい 41.9%	避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい 25.0%	避難時の声かけをしてほしい 23.6%	避難場所を教えてください 22.5%	特にない 7.7%

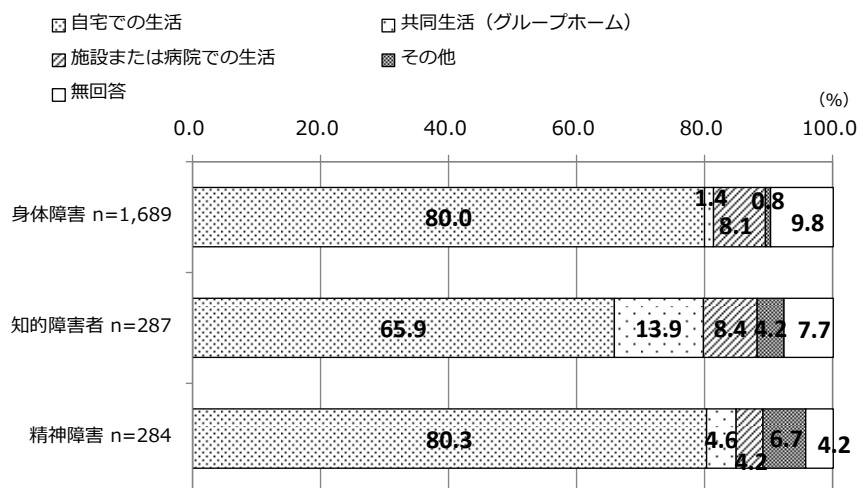
⑪現在の生活場所

現在の生活場所はどの障害も「自宅（アパート・公営住宅を含む）」が最も多くなっています。



⑫今後、希望する暮らし方

今後、希望する暮らし方についても、「自宅での生活」が最も多くなっています。ただし、知的障害では「自宅での生活」はやや低く、「共同生活（グループホーム）」を望む人が1割強となっています。また、身体障害、知的障害では「施設または病院での生活」との回答が8%を超えています。



⑬自宅での生活を続けるために必要な条件

自宅生活を希望する人に、自宅での生活を続けるために必要な条件を尋ねたところ、「手当などの経済的援助の充実」をあげる人が最も多くなっています。身体障害、知的障害では次いで「サービス利用手続きの改善」となっていますが、精神障害では「相談体制の充実」が続いています。

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害 n=1,352	手当などの経済的援助の充実 43.7%	サービス利用手続きの改善 25.4%	ホームヘルプサービスの充実 25.2%	外出手段の確保 23.3%	短期入所（緊急時の一時入所）の充実 21.9%
知的障害 n=189	手当などの経済的援助の充実 50.8%	サービス利用手続きの改善 50.3%	市民に対する障害者への理解促進 43.4%	短期入所（緊急時の一時入所）の充実 32.3%	相談体制の充実 29.6%
精神障害 n=228	手当などの経済的援助の充実 65.8	相談体制の充実 43.0%	市民に対する障害者への理解促進 40.8%	サービス利用手続きの改善 24.1%	日中、創作的活動や社会との交流等ができる場の充実 24.1%

⑭今後、市が充実させていくべき障害者施策

身体障害、難病では「福祉のまちづくり」を推進すること」、知的障害では「障害の特性を理解し、その子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」、精神障害では「障害に対し、早い段階での適切な対応に努める」が最も多くなっています。また、精神障害では「仕事につけるよう手助けすること」が他に比べ高い割合となっています。

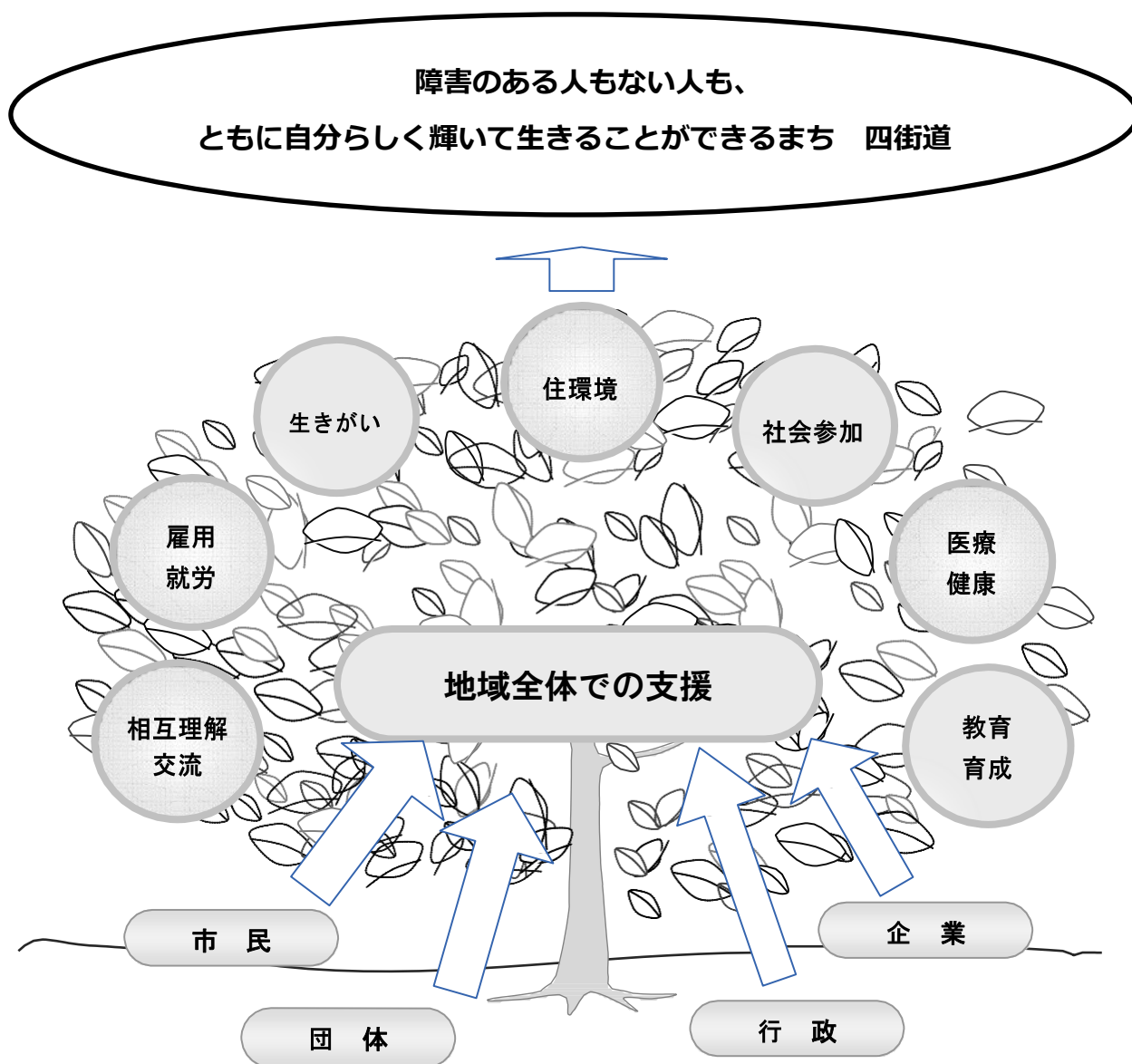
	1位	2位	3位	4位	5位	6位
身体障害 n=1,689	「福祉のまちづくり」を推進すること 45.4%	入所できる施設を整備すること 32.6%	在宅生活支援サービスを充実させること 31.8%	早期発見・治療を考え早い段階での適切な対応に努める 29.8%	福祉サービスの案内など、情報提供を充実させること 26.3%	仕事につけるように手助けすること 21.4%
知的障害 n=287	障害特性を理解し、可能性を伸ばすような教育を進める 47.0%	入所できる施設を整備すること 44.6%	早期発見・治療を考え早い段階での適切な対応に努める 42.5%	仕事につけるように手助けすること 40.8%	「福祉のまちづくり」を推進すること 38.0%	障害のある人となない人の交流を進め理解を深めること 33.4%
精神障害 n=284	障害に対し、早い段階での適切な対応に努める 46.5%	仕事につけるように手助けすること 43.0%	「福祉のまちづくり」を推進すること 37.0%	障害のある人が住みやすい公営住宅などを整備すること 32.0%	福祉サービスの案内など、情報提供を充実させること 30.3%	入所できる施設を整備すること 29.6%
難病 n=328	「福祉のまちづくり」を推進すること 47.6%	福祉サービスの案内など、情報提供を充実させること 38.4%	早期発見・治療を考え早い段階での適切な対応に努める 35.1%	仕事につけるように手助けすること 30.2%	障害特性を理解し、可能性を伸ばすような教育を進める 29.3%	在宅生活支援サービスを充実させること 26.2%

7位	8位	9位	10位	11位	特にない
障害のある人が住みやすい公営住宅などを整備すること 19.2%	障害のある人となない人の交流を進め理解を深めること 18.6%	障害特性を理解し、可能性を伸ばすような教育を進める 18.4%	レクリエーション活動等に参加できるよう支援すること 11.2%	ボランティア活動を充実させること 9.1%	特にない 5.2%
在宅生活支援サービスを充実させること 29.6%	障害のある人が住みやすい公営住宅などを整備すること 27.5%	福祉サービスの案内など、情報提供を充実させること 24.0%	ボランティア活動を充実させること 18.1%	レクリエーション活動等に参加できるよう支援すること 16.0%	特にない 3.5%
障害のある人となない人の交流を進め理解を深めること 23.9%	在宅生活支援サービスを充実させること 21.8%	レクリエーション活動等に参加できるよう支援すること 16.2%	ボランティア活動を充実させること 12.0%		特にない 4.9%
入所できる施設を整備すること 23.8%	難病のある人が住みやすい公営住宅などを整備すること 21.6%	難病等のある人となない人の交流を進め理解を深めること 16.2%	レクリエーション活動等に参加できるよう支援すること 14.0%	ボランティア活動を充実させること 9.5%	特にない 9.8%

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害の有無に関わらず、すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として包み、支え合うというインクルージョンの考え方が大切です。「四街道市地域福祉計画」の基本理念である「みんなで助け合い・支え合い、安心して、いきいき暮らせるまち 四街道」や障害者施策の近年の動向を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。



2 重点目標

前計画では5つの重点目標を設定し、障害者福祉の向上に向けた取り組みを推進してきました。本計画では、近年の障害者虐待防止法や障害者差別解消法の成立を踏まえ、新たに「差別の解消及び権利擁護の推進」を重点目標に加えた6つを重点目標として掲げます。

重点目標 1

差別の解消及び権利擁護の推進

障害のある人についての市民の理解は進みつつありますが、障害の当事者側からみると、依然として差別や人権侵害、虐待を受けていると感じている人がいます。障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、障害のある人の権利擁護のための取り組みを進めます。

○行政サービスにおいては、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的な配慮を行います。

○関係機関との連携を図りながら障害のある人の権利擁護の推進に努めるとともに、虐待の防止及び早期発見と適切な対応に努めます。

<関連する主な施策>

施策番号 1-1-1 行政サービスにおける配慮 施策番号 1-1-2 虐待の防止及び早期発見の推進
--

重点目標 2

相談支援の充実

相談支援は、市窓口のほか、市内4か所の相談支援事業所のうち、2か所に一般相談支援事業を委託し、個別に障害のある人や家族などからの相談に対応しています。相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑化しているほか、発達障害や高次脳機能障害などへの対応も重要であるため、相談支援体制の一層の充実に取り組みます。

○地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置を検討します。

<関連する主な施策>

施策番号 4-1-1 基幹相談支援センターの設置

重点目標 3

障害のある人の就労支援

障害のある人の就労支援には、さまざまな障害者雇用に係る支援機関との連携が不可欠です。就労に関する支援ネットワーク体制の構築を進め、障害のある人がそれぞれの意向や能力に応じた適切な就労が実現できるよう取り組みます。

- 障害のある人が働くための支援ネットワークを構築し、就労につなげ、長期就労できるよう支援します。
- 障害者優先調達推進法を踏まえ、障害者就労施設等からの物品調達拡大による施設の安定運営を支援することを通じ、就労の場の確保を推進します。

<関連する主な施策>

施策番号 5-1-1	関係機関との連携による就労の支援
施策番号 5-1-2	作業工賃増加への支援

重点目標 4

障害のある子どもへの支援

障害のある子どもの支援については、児童福祉法を基本とした身近な地域での支援充実を目指し、幼児期から成人に至るまでの一貫した支援体制の整備を図ります。

- 幼児期から子どもの発達段階に応じて関係機関が適切な支援を行えるような体制の整備を図ります。また、保護者のメンタルケアを含めた支援策の充実を図ります。

<関連する主な施策>

施策番号 2-1-1	障害のある子どもへの切れ目のない支援
------------	--------------------

重点目標 5

ともに生きる地域生活の実現

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むには、地域の理解と協力が不可欠です。市では、市民向けの障害に対する理解を深めるための啓発を行い、障害のある人の社会参加、生活支援の体制を整備します。

- 障害のある人が、地域で生活していくための支援体制を整備します。
- 障害のある人への理解が深まるよう、学校教育やさまざまな取り組み、市民向け広報などの充実を図ります。

<関連する主な施策>

施策番号 1-1-3	障害に関する市民の理解の促進
施策番号 1-1-4	人権意識の啓発
施策番号 1-3-1	社会教育における福祉教育の推進
施策番号 1-3-3	交流教育の充実

重点目標 6

生活環境全てにおけるバリアフリー化の推進

障害のある人が地域で生活、活動していくためには、道路の段差解消といったハード面だけでなく、情報を迅速かつ正確に伝えることも必要です。このことから、ハード面とともに情報のバリアフリー化・アクセシビリティ向上をさらに推進します。

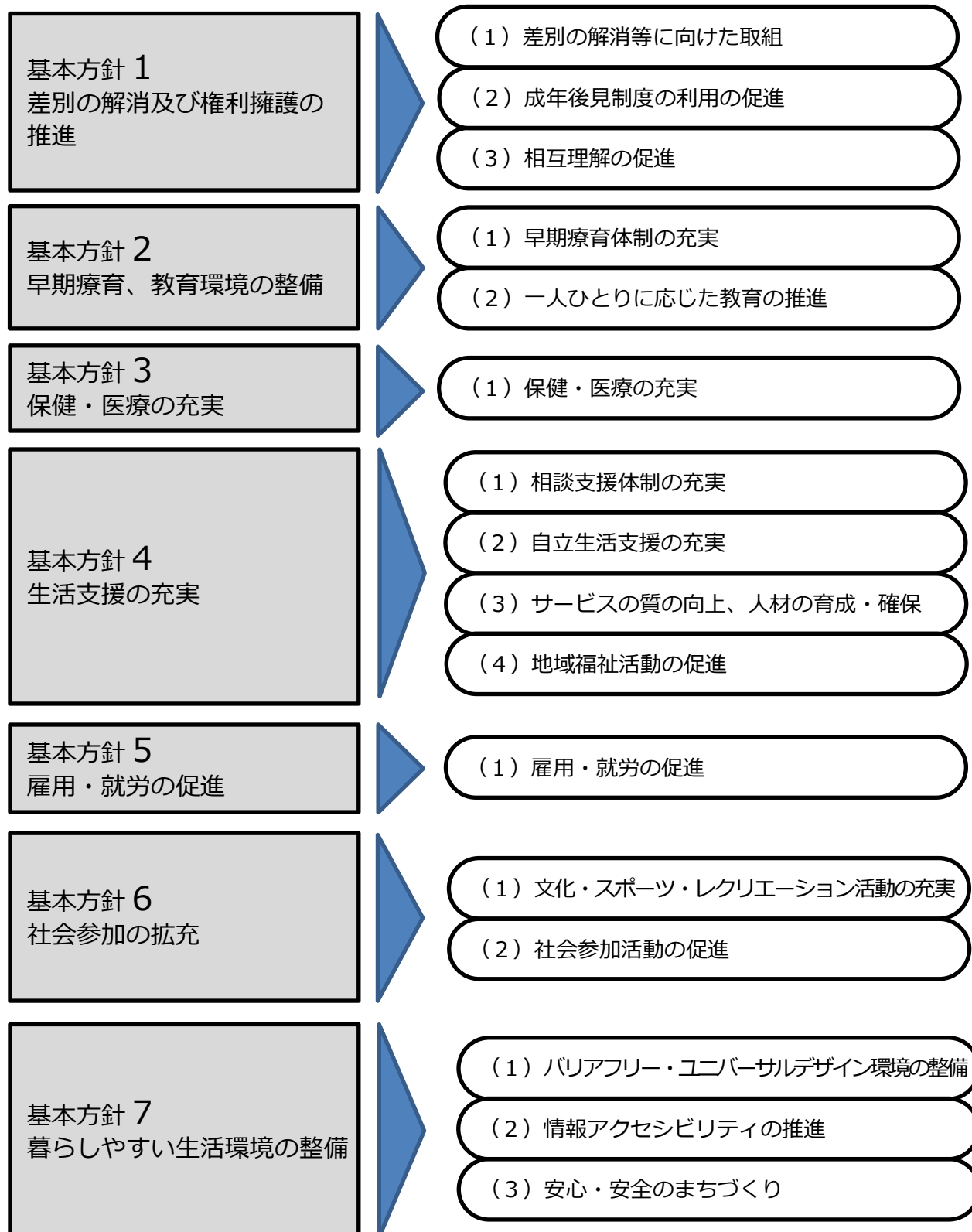
- 歩道の拡幅、点字ブロックの設置、道路の段差解消、障害者用トイレの設置など、ハード面におけるバリアフリー環境を整備します。
- 視覚・聴覚に障害のある人に正確に情報が伝わるようにしていくほか、意思疎通支援の充実など、情報アクセシビリティの向上を推進します。

<関連する主な施策>

施策番号 7-1-1	道路環境の整備
施策番号 7-1-3	公共施設のバリアフリー化の推進
施策番号 7-2-1	情報提供の充実

3 施策体系

重点目標の達成を目指すとともに、広い範囲にわたる障害分野の施策について、四街道市の取り組みを7つの基本方針に体系化しました。

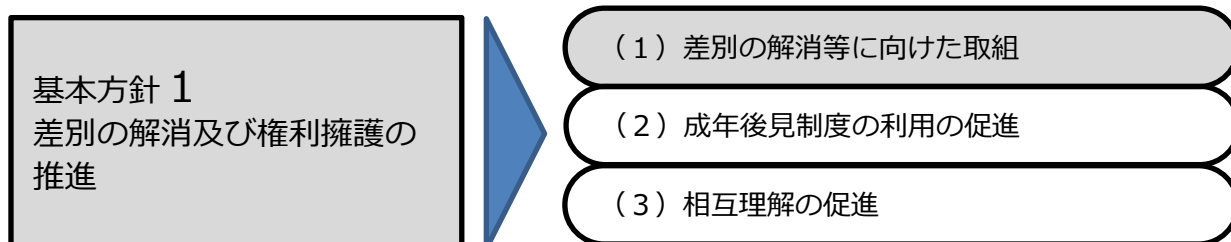


第4章 障害者施策の総合的な展開

1 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 差別の解消等に向けた取組

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

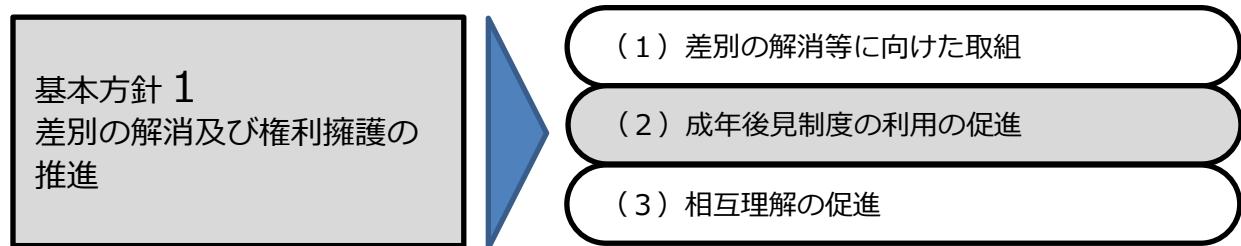
- 障害者基本法第4条の「差別の禁止」の原則に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを進めることが大切です。アンケート調査結果によると、差別や人権侵害、虐待を受けていると感じる人は（「いつも感じる」「たまに感じる」の合計）、身体障害で16%、知的障害で45%、精神障害で47%、難病で12%となっています。
- 市民に対して障害者差別解消法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の防止にも取り組んでいくことが必要です。

施策番号	施策内容		担当
1-1-1	施策名	行政サービスにおける配慮 重点目標1	人事課
	内容	<p>障害者差別解消法では、地方公共団体においては、職員が適切に対応できるようにするため「職員対応要領」を定めるように努めるものとされており、社会的障壁の除去について合理的な配慮を行っていくことが必要です。</p> <p>市職員に対して、障害や障害のある人への理解を深めるための研修等を実施するとともに、国・県の動向を踏まえ「職員対応要領」の作成を検討します。</p>	

施策番号	施策内容		担当
1-1-2	施策名	虐待の防止及び早期発見の推進 重点目標 1	障害者支援課
	内容	<p>国や県との協調のもと、四街道市障害者自立支援協議会との連携を図りながら、障害のある人の虐待防止に向けた体制の整備を進めます。</p> <p>庁内の他の福祉部署と連携し、体制づくりに取り組みます。</p>	
1-1-3	施策名	障害に関する市民の理解の促進 重点目標 5	障害者支援課
	内容	<p>障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるため、障害者週間（12月3日から12月9日まで）に合わせて、市政だよりに、共生社会をテーマに障害への理解及び障害福祉サービスの周知に向け、特集を組んでいます。</p> <p>今後も、関係機関との連携のもと、心のバリアフリーを実現するための支援や啓発の機会のより一層の充実に努めます。</p> <p>また、年に1回の広報掲載に留まらず、市のホームページを活用して障害への理解が深まる取り組みを推進します。</p>	
1-1-4	施策名	人権意識の啓発 重点目標 5	障害者支援課
	内容	<p>市民一人ひとりに互いの人権を尊重する意識を育てるため、千葉県では、平成19年から「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を施行し、同条例に基づき、広域専門指導員、地域相談員が配置されています。また、市が委嘱した身体障害者相談員、知的障害者相談員と連携して活動を展開しています。</p> <p>今後も引き続き、関係機関や専門職員との連携のもと、人権意識の啓発を図ります。</p> <p>なお、広域専門指導員を始め、身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域相談員が障害のある人に十分に知られていないため、その周知に向けた取り組みを進めます。</p>	

(2) 成年後見制度の利用の促進

<施策体系の中の位置付け>



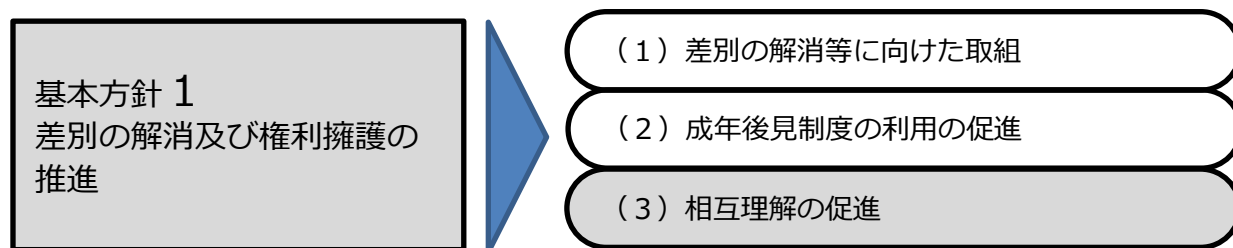
<基本的な考え方>

- 障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に侵害を受けることがあるため、権利擁護体制の充実が求められています。
- 支援のしくみとしての成年後見制度がありますが、アンケート調査結果によれば、成年後見制度について、「名前も内容も知っている」は知的障害で 26%、精神障害で 27%にとどまる一方、「今は必要ないが、将来必要になったら使いたい」は知的障害で 48%、精神障害で 39%に達しています。

施策番号	施策内容		担当
1-2-1	施策名	成年後見制度の利用促進	障害者支援課 高齢者支援課
	内容	障害により財産管理等が難しい場合に、成年後見制度の利用に結びつくよう制度の周知を図るとともに、成年後見人の市長申し立てなどを行います。	
1-2-2	施策名	日常生活自立支援事業の周知・普及	障害者支援課
	内容	社会福祉協議会では、在宅で日常生活を送る上で、十分な判断ができない人や、体の自由がきかない人を対象に、生活支援員などが福祉サービスの利用援助などを行っています。 市は、引き続き広報などを活用した市民への周知・普及を進めます。	

(3) 相互理解の促進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現が求められています。そのため、障害や障害のある人に対する理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させていくことが重要となります。
- アンケート調査結果によると、障害や障害のある人に対する市民の理解が「進んでいると思う」（「進んでいる」と「まあ進んでいる」の合計）は、身体障害で 27%、知的障害で 16%、精神障害で 19%、難病患者で 10%となっており、市民の理解が十分に進んでいるとはいえない状況です。
- とともに生きる社会を実現する上で、障害や障害のある人について正しい理解や認識を深められるよう、子どもの頃から福祉意識・人権意識を育む教育の充実や交流機会の提供を図ることが大切です。

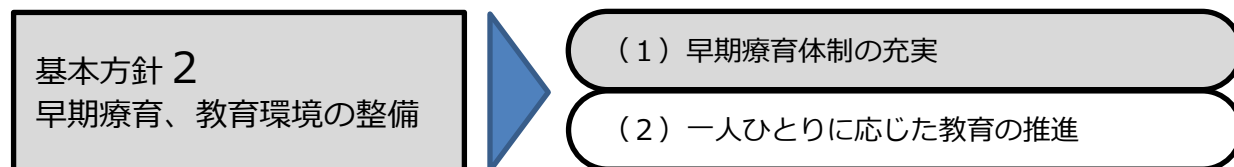
施策番号	施策内容		担当
1-3-1	施策名	社会教育における福祉教育の推進 重点目標 5	社会教育課
	内容	<p>身近な人権意識を醸成するため、講演会や家庭教育事業の中に、福祉教育（人権教育）を取り入れ実施しています。人権意識の普及に賛同する市民活動団体と市の関連部署が連携して事業を企画しており、より多くの市民に学習の場を提供します。</p> <p>社会の変化に合わせた人権に関する問題を取り上げて関心を高め、参加者数の増加のための工夫を行います。</p> <p>また、障害のある方から直接お話を伺う講演内容や、市民と協働して福祉教育（人権教育）に企画段階から取り組む等、より実践的な福祉教育（人権教育）の推進を図ります。</p>	

施策番号	施策内容		担当
1-3-2	施策名	地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業の充実	こども保育課
	内容	<p>地域における子育て全般に関する支援を行う拠点として、市内8保育所で地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を運営しています。</p> <p>今後も、身近な場所で子どもや保護者同士の交流や子育て等の悩みを気軽に相談できる場として事業の充実を図ります。</p>	
1-3-3	施策名	交流教育の充実 重点目標5	指導課
	内容	<p>市内小中学校では、一人ひとりのニーズに応じた指導計画を作成・活用して交流及び共同学習を実施しています。校内交流のほか、特別支援学校と市内小中学校との居住地校交流も進めています。また、市内の特別支援学級相互の学校・学級間交流も行っています。</p> <p>今後も引き続き、一人ひとりのニーズに応じた交流及び共同学習を進めていきます。また、学校間交流も継続していくとともに、居住地校交流についてはさらなる周知・普及を図り、希望のある児童生徒については積極的に居住地校交流を進めます。</p>	
1-3-4	施策名	福祉教育を支援する体制の整備	指導課
	内容	<p>市内の各小中学校は社会福祉協議会と連携し、総合学習の時間を活用した福祉教育に取り組んでいます。千代田中学校地区と四街道高校が小中高をパッケージとした福祉教育の指定(平成23年～25年)を県から受け、指定校どうしの連携により福祉教育を進めてきました。</p> <p>千代田中学校地区での福祉教育の実績等も生かしながら、今後も、市内各小中学校では社会福祉協議会と連携しながら福祉教育に取り組んでいきます。</p>	

2 早期療育、教育環境の整備

(1) 早期療育体制の充実

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

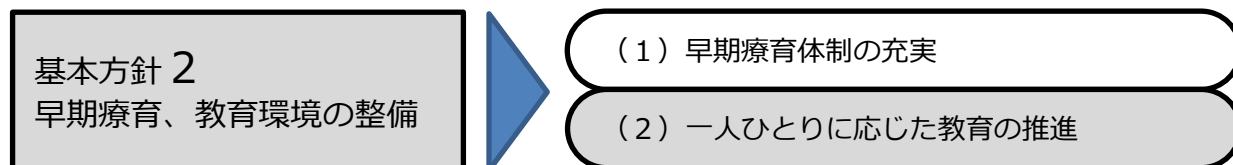
- 障害のある子どもがそれぞれの個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育から一人ひとりに応じた保育を受けられるよう、関係機関との連携を進め、療育・保育体制の充実を図ることが求められています。
- 障害のある子どもへの切れ目のない支援を実施するとともに、保護者に対する精神的なサポートを行っていくことも重要です。
- 障害のある子どもと、ない子どもが地域の中でともに育っていけるよう、幼少時からともに学び、ともに育つ環境づくりを進めることが大切です。

施策番号	施策内容		担当
2-1-1	施策名	障害のある子どもへの切れ目のない支援 重点目標 4	障害者支援課 こども保育課 家庭支援課 健康増進課
	内容	障害のある子どもと保護者に対し、関係部署・関係機関が連携して支援を行っています。 今後も関係部署・関係機関の連携を強化し、幼児期から子どもの発達段階に応じて適切な支援を行えるよう体制の充実を図ります。また、不安を抱える保護者のメンタル面のケアを含め、支援策を充実します。	

施策番号	施策内容		担当
2-1-4	施策名	こどもルームにおける受け入れの拡充	こども保育課
	内容	<p>こどもルームにおいて保護者の意向や子どもの特性、他の支援機関のサービス利用状況などを把握し、一人ひとりに寄り添った支援を実施しています。</p> <p>今後も指導員の資質向上に取り組み、障害のある子どもの受け入れの拡充を図ります。</p>	
2-1-5	施策名	ことばの相談事業の充実	健康増進課
	内容	<p>ことばの遅れやコミュニケーション・行動に心配のある幼児並びにその養育者に、個別相談を実施しています。また、継続的な支援が受けられるよう各関連機関と連携しています。個別面談においては、初回相談の低年齢化、新規相談希望の増加などがみられるとともに、ことばの発達に関する相談だけでは対応が難しい複雑なニーズのあるケースが増えている状況です。</p> <p>そのため、今後は関連機関とのさらなる連携を図り、適切な支援に努めます。</p>	
2-1-6	施策名	私立幼稚園等心身障害児補助金及び私立幼稚園等特別支援教育運営費補助金	こども保育課
	内容	<p>幼稚園等に通う心身障害のある児童の保護者に対して助成を行うとともに、心身障害のある児童を受け入れている市内幼稚園等に対しては、特別支援教育運営費を補助します。</p>	

(2) 一人ひとりに応じた教育の推進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

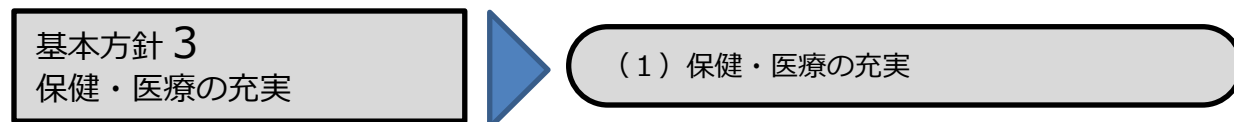
- アンケート調査結果によると、通園・通学をされていて困っていることについて、「通うのがたいへん」が高いほか、「先生の理解や配慮が足りない」や「まわりの生徒たちの理解が得られない」などの回答もみられます。また、今後の障害者施策を進めていく上で市が充実すべきこととして、特に知的障害で「障害特性を理解し、可能性を伸ばすような教育を進める」ことへの要望が高くなっています。
- 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや発達段階に応じた適切な指導及び支援が行える環境を整えるとともに、保健・医療・福祉・就労などの関係機関との連携を深め、就学期から小中学校、さらに小中学校卒業後まで一貫した支援を提供することが求められています。

施策番号	施策内容		担当
2-2-1	施策名	特別支援学級の設置	学務課
	内容	児童生徒が身近な地域内で就学できる環境づくりを図るため、特別支援学級を設置しています。 また、一人ひとりに合わせたきめ細かな指導・支援を行っていただけるよう、特別支援教育に関する専門知識を有する教員の配置に努めます。	
2-2-2	施策名	特別支援教育就学奨励費の支給	学務課
	内容	小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害程度に該当する児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費などの一部を収入に応じて援助しています。 今後も対象者の的確な把握や奨励費の適正な決定に努めながら、事業の実施を図ります。	

3 保健・医療の充実

(1) 保健・医療の充実

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 市民の健康づくりを支援するとともに、疾病や障害をできるだけ早期に発見し、必要な診療や相談・支援につなげていくことが、障害の予防・軽減を図る上で重要な課題のひとつです。障害の発生時期や原因はさまざまであり、乳幼児期から青年期、また壮年期及び高齢期などライフステージに応じた障害の発生予防と早期発見・支援対策が必要となります。
- 障害のある人などの健康の保持・増進のため、障害のある人などの利用に配慮した保健・医療の提供はもちろん、二次障害の予防や社会復帰などに向け、適切な医療が受けられるよう地域医療との密接な連携を図ることが重要です。
- 近年では、著しい社会環境の変化とともにストレスが増大し、こころの健康を損なう人が増加しています。そのため、市民全体に対するこころの健康づくりに関する知識の普及・啓発及び自殺予防の取り組みを進めていくことも必要です。

施策番号	施策内容		担当
3-1-1	施策名	健診・検診の受診しやすい環境づくり	健康増進課
	内容	<p>障害のある人が安心して健診・検診などを受けられるように、集団検診会場においては必要な介助を行っています。肺がん検診以外は個別健診・検診を実施し、障害のある人が身近な医療機関で健診・検診が受けられる体制となっています。</p> <p>今後も、集団検診会場においては受診者がスムーズに受けられるよう、各個人の状況に応じ声かけや身体介助を実施します。個別健診・検診についても、受診者の利便性に配慮した体制の確保を図ります。</p>	

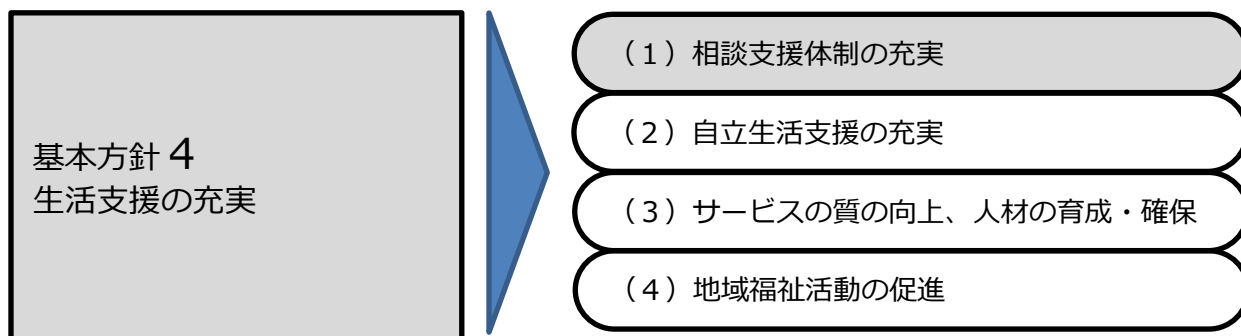
施策番号	施策内容		担当
3-1-2	施策名	医療に関する情報提供の充実	健康増進課
	内容	<p>医師会や歯科医師会など、関係団体の協力を得ながら医療機関の情報を市窓口やホームページで提供しています。また、急病時の受診や医療機関の適正な受診方法についても、市政だよりやホームページで情報提供しています。</p> <p>今後も情報提供に有効な媒体などについて検討し、随時、医療機関の情報を更新しながら、的確な情報提供に努めます。</p>	
3-1-3	施策名	訪問歯科診療の実施	健康増進課
	内容	<p>歯科医師会などの関係機関・団体などと連携しながら、訪問歯科診療を行っています。</p> <p>今後も引き続き、事業の実施を図ります。</p>	
3-1-4	施策名	精神保健対策の充実	障害者支援課 健康増進課 指導課
	内容	<p>関係機関との連携のもと、健康相談、おやこカウンセリングなどを通じて、こころのケアを行っています。また、児童生徒の心の健康対策の充実のため、養護教諭向けの県・市の研修会への参加促進や、スクールカウンセラーなどによる相談を行っています。市民向けの講演会やリーフレットの配布、市ホームページなどを活用した心の健康についての啓発活動も進めています。</p> <p>今後も引き続き、講演会等を通じ市民に対してこころの健康に対する正しい知識を伝えるとともに、関係課や関係機関が連携し、こころの健康と自殺予防対策を推進します。</p> <p>児童生徒の心の健康対策として、スクールカウンセラーなどによる相談対応の充実や養護教諭の資質向上を図ります。おやこカウンセリングについても市民への周知を図り、必要な支援につなげる端緒とします。</p>	

施策 番号	施策内容		担当
3-1-5	施策名	障害の原因となる疾病の予防	健康増進課
	内 容	<p>市民の健康づくり指針である「健康よつかいどう21 プラン」に基づき、市民全体の健康づくりを推進しています。また、障害の原因となる疾病を予防するため、講演会の開催や特定健康診査、各種がん検診などを行うとともに、市政だよりによる健康づくりの啓発、保健推進員による地域での健康づくり活動を実施しています。</p> <p>今後も事業の実施方法の改善を図りながら、市民の健康増進及び障害の原因となる疾病の予防を推進します。</p>	

4 生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

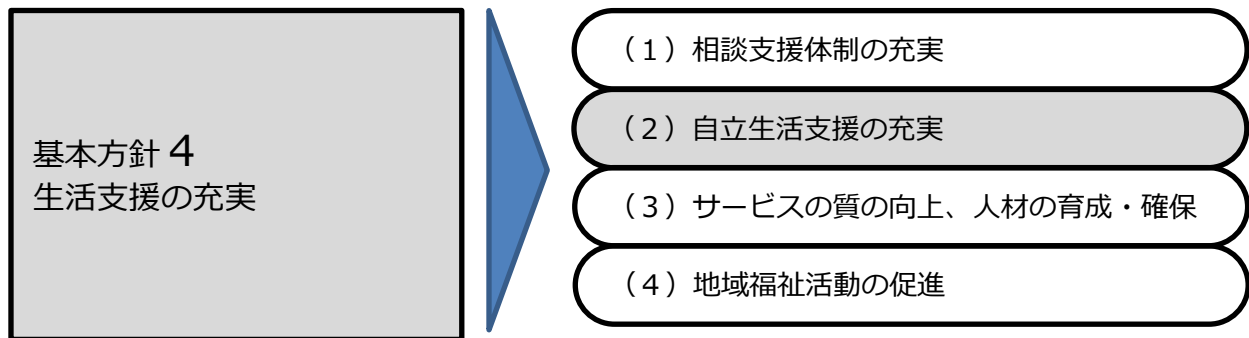
- 障害のある人やその家族が地域で安心して暮らし、必要なサービスを選択・利用しながら自立と社会参加を実現していくためには、身近な地域で相談ができ、適切な支援が受けられる相談体制の充実が必要です。
- アンケート調査結果によると、悩みや困ったことの相談相手について、「家族・親戚」が最も多く、知的障害では「福祉施設や作業所の職員」、精神障害では「医師や病院のソーシャルワーカー」も多くなっています。
- 本市では、障害のある人やその家族からの相談に総合的に応える相談支援事業所を市内に4か所設置しています。相談支援事業所や市が行う相談支援と自立支援協議会の連携を図るとともに、家族や介助者への支援及び障害者団体を通じた支援にも取り組んでいくことが大切です。

施策番号	施策内容		担当
4-1-1	施策名	基幹相談支援センターの設置 重点目標2	障害者支援課
	内容	地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置を検討します。	
4-1-2	施策名	介助者への支援	障害者支援課
	内容	障害のある人のみならず、家族、介助者への支援も行っています。 今後も引き続き、市内障害福祉団体の総会、研修会に参加するなどにより介助者の支援を進めます。	

施策 番号	施策内容		担当
4-1-3	施策名	四街道市障害者福祉団体連絡協議会（仮称）の設立	障害者支援課
	内 容	市の事業や四街道市障害者自立支援協議会の活動内容を市内の障害福祉団体へ説明・報告し、情報の共有化を図る場として、四街道市障害福祉団体連絡協議会（仮称）を設立します。	

(2) 自立生活支援の充実

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉計画に基づき、サービス事業者の協力を得ながら障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を確実に確保していくことが重要です。また、障害のある人の家族・介助者の負担の軽減など家族に対する支援も含め、さまざまな形で日常生活上の支援を行う必要があります。
- 障害のある人の積極的な社会参加を促進するためには、安全かつ自由に移動できる環境づくりをさらに進めることが重要です。障害のある人が活動範囲を広げ、多くの人とふれあい、交流ができるよう、関係機関との連携を図りながら外出や移動を支援する各種サービスを充実させていくことが必要です。

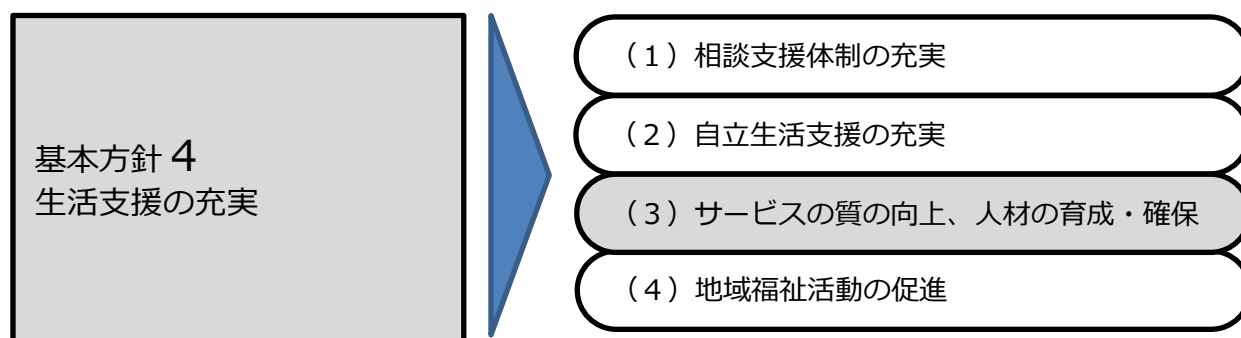
施策番号	施策内容		担当
4-2-1	施策名	障害福祉サービスの実施	障害者支援課
	内容	平成25年4月から障害者総合支援法が施行され、障害の種別に関わらず共通の福祉サービスが提供されることになりました。 サービスの見込み量及びその確保のための方策を定めた「障害福祉計画」に基づき、着実なサービス提供を行います。	
4-2-2	施策名	地域生活支援事業の実施	障害者支援課
	内容	地域生活支援事業として、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などを実施しています。 今後も「障害福祉計画」に基づき、着実なサービス提供を行います。	

施策番号	施策内容		担当
4-2-3	施策名	統合負担上限額の管理	障害者支援課
	内容	<p>障害者総合支援法による障害者福祉サービス・補装具・地域生活支援事業・障害児通所の利用に係る利用者負担について、負担上限額が一つに統合され利用者負担が軽減されています。</p> <p>今後も国や県の動向を踏まえ、適正化を図ります。</p>	
4-2-4	施策名	グループホーム等の入居者への家賃補助	障害者支援課
	内容	<p>グループホームなどの入居者の経済的負担を軽減し、自立した生活を支援するため、入居者に対する家賃分の補助制度を導入しており、利用者は徐々に増加しています。</p> <p>グループホームの利用者は年々増加傾向にあり、今後も国や県の動向を踏まえ補助額や補助要件の適正化を図ります。</p>	
4-2-5	施策名	家庭ごみの戸別収集	障害者支援課 廃棄物対策課 クリーンセンター
	内容	<p>高齢者や障害のある人のみの世帯のうち、集積所へのごみ出しが困難で、他の協力が得られない人を対象に、家庭ごみの戸別収集を実施しています。</p> <p>今後も対象となる市民への周知を進め、継続した事業の実施を図ります。</p>	
4-2-6	施策名	福祉タクシー制度の実施	障害者支援課
	内容	<p>重度心身障害のある人が市と契約したタクシーを利用した場合に、乗車料金の一部を助成します。</p> <p>今後も利用者への情報提供を行いながら、継続して実施します。</p>	
4-2-7	施策名	福祉カー貸出し事業の充実	障害者支援課
	内容	<p>市社会福祉協議会に業務委託し、リフト付きワゴン車の貸出しを行っています。</p> <p>市民のニーズも高く、需要増加に対応するため車両の確保に努めるとともに、車両維持など安全管理に努めます。</p>	

施策番号	施策内容		担当
4-2-8	施策名	福祉有償運送制度の充実	福祉政策課
	内容	NPO法人等が、バス、タクシー等の利用が困難な要介護者や障害のある人等（移動制約者）に対して有償で輸送サービスを提供する「福祉有償運送制度」の周知・充実を図ります。	
4-2-9	施策名	公共交通機関の利用料の減免	障害者支援課
	内容	鉄道やバス、タクシーなどの利用については、障害者手帳の種類や程度によって、その料金の一部助成の制度があります。 今後も、他市町村の状況の把握に努め、事業の実施を図ります。	
4-2-10	施策名	通所施設交通費の助成	障害者支援課
	内容	障害者通所施設に通う、障害のある人及びその介助者などに対し、一定の要件を満たした場合、その交通費の一部を助成しています。また、無料の送迎バスを運行する通所施設への助成を行っています。 今後も、近隣市町村の動向を把握しながら、制度を継続していきます。	

(3) サービスの質の向上、人材の育成・確保

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

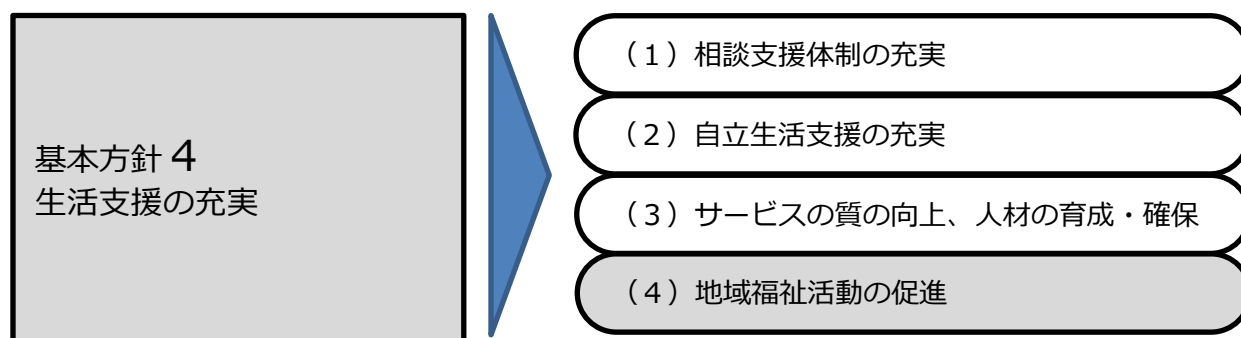
- 障害のある人を支援する制度・サービスは、近年、目まぐるしく変容してきています。障害福祉サービス及び地域生活支援事業において、障害のある一人ひとりのニーズや特性に応じ、さまざまな地域資源を組み合わせながら適切なサービスを提供していく必要があります。
- 多様化するニーズに対応するため、今後も専門知識を有し地域資源を熟知した上で効果的な支援が実施できるよう、サービスの質の向上及び人材の育成に努めていくことが求められています。

施策番号	施策内容		担当
4-3-1	施策名	障害者ケアマネジメントの効果的な実施	障害者支援課
	内容	<p>県の相談支援従事者研修を受講し、関係機関との連携のもと、障害のある人が地域の社会資源を適切に利用できるよう、障害のある人のケアマネジメントを実践しています。</p> <p>今後も職員の研修受講を推進するとともに、研修を受講した職員の異動などにより実施体制が損なわれることのないよう、内部研修を充実し、効果的な障害者ケアマネジメントの充実を図ります。また、市内に4か所ある障害者相談支援事業所の相談員と連携を図りながら進めていきます。</p>	

施策 番号	施策内容		担当
4-3-2	施策名	手話通訳者養成研修の実施	障害者支援課
	内 容	<p>聴覚に障害のある人が周囲の人と円滑に意思疎通できるように、仲介となる手話通訳者の養成研修を実施しています。</p> <p>今後も手話通訳者数の充実に向けた研修を実施するとともに、質の向上のための研修も充実します。</p>	

(4) 地域福祉活動の促進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害のある人の心豊かで自立した地域生活を支援するためには、公的なサービスによる支援をより一層充実することはもちろん、障害のある人の多様なニーズにも応えていくことが大切です。地域でのきめ細かな支援体制を整備し、地域住民などによるインフォーマルなサービスを広げていくことが必要です。
- 平成 27 年度に実施した地域福祉計画策定に係る一般市民を対象にしたアンケート調査結果によると、地域活動の参加状況は、「現在活動している」人は 20%にとどまる一方、「積極的に取り組んでいきたい」が 2%、「できるだけ取り組んでいきたい」が 14%、「機会があれば取り組んでもよい」が 58%に達しており、地域活動に取り組むきっかけづくりが重要であることがわかります。
- 地域住民による多様な福祉活動やボランティア活動などは、障害者福祉のみならず、市全体の福祉の向上につながります。そのため、NPO・ボランティア団体についての情報提供や活動団体の育成・支援、市民が参加しやすい環境づくりをさらに進めていくことが必要です。

施策番号	施策内容		担当
4-4-1	施策名	ボランティア活動の充実	福祉政策課
	内容	本市では市社会福祉協議会が、ボランティアセンターの運営を行っており、行政はその活動を支援しています。 今後も引き続き、新規ボランティアの発掘や育成により、ボランティア活動のさらなる充実を図ります。	

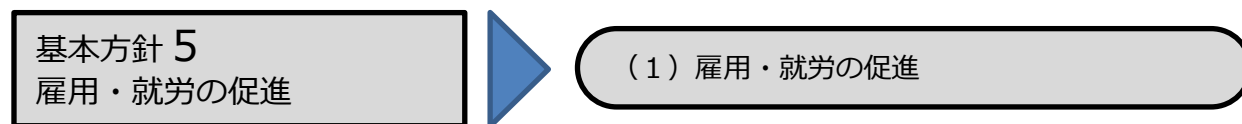
施策番号	施策内容		担当
4-4-2	施策名	NPOに対する支援の充実	シティセールス推進課
	内容	<p>NPOなどの活動を支援するため、市民活動情報の収集・提供の充実や、「みんなで地域づくりセンター」における、地域づくりを担う主体への働きかけによる、地域課題の解決に向けた取り組みを進めています。</p> <p>今後も引き続き、地域活動を担う主体の育成や、市民活動情報の収集・提供の充実に取り組めます。「みんなで地域づくりセンター事業」を通じて、行政関係各課との連携・協力体制のさらなる充実を図ります。</p>	
4-4-3	施策名	民生委員活動への支援	福祉政策課
	内容	<p>民生委員は、地域における日常の相談や助言活動、関係機関とのパイプ役として、地域に根ざした活動を実施しており、障害のある人や高齢者などの状況を確認し、平常時や緊急時の安否確認など、地域の見守り活動を行っています。</p> <p>誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、今後も継続して民生委員活動を支援していきます。</p>	
4-4-4	施策名	地域づくりへの参加促進	シティセールス推進課
	内容	<p>市民が行政活動に参加するための基本的な事項を定める市民参加条例により、障害のある人を含めた市民が参加しやすい環境を整えています。また、「みんなで地域づくりセンター」における地域課題の解決を図る取り組みを通して、市民の地域づくりへの参画を促進しています。</p> <p>今後も引き続き、市民・職員に対して、市民参加手続制度のさらなる周知・普及に努めるとともに、市民が主体的に地域づくりに参画する取り組みを支援します。「みんなで地域づくりセンター事業」を通じて、関係機関との連携・協力体制のさらなる充実を図り、引き続き市民が主体的に地域づくりに参画するための支援を進めます。</p>	

施策 番号	施策内容		担当
4-4-5	施策名	地域福祉施設整備事業	福祉政策課
	内 容	<p>地域福祉活動の拠点として、小中学校の余裕教室などを活用した地域福祉施設の整備を行っています。千代田中学校地区地域福祉館は、多くの市民団体に利用され、地域の活性化及び交流の場として有効活用されています。</p> <p>今後は関係機関などと協議を進め、地域資源として、公共施設の地域福祉施設としての活用方策に関し、引き続き検討します。</p>	

5 雇用・就労の促進

(1) 雇用・就労機会の促進

<施策体系の中の位置付け>



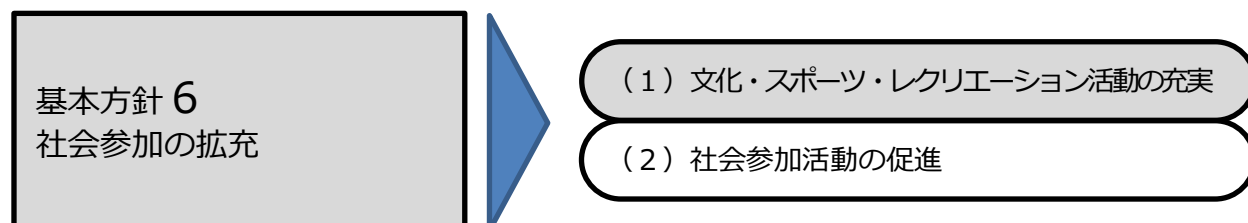
<基本的な考え方>

- 就労は、自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加、社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにつながることから、障害のある人が地域で自立して生活していく上で、就労の場の確保は非常に重要となります。
- アンケート調査結果によると、18歳～64歳で収入を伴う仕事をしている人は、身体障害で47%、知的障害で60%、精神障害で29%となっています。就労形態については、身体障害では「正規の職員、役員」が54%に達する一方、知的障害では「福祉作業所」が36%と多く、精神障害では「臨時、パート、嘱託等」が54%を占めています。
- 障害のある人の自立と社会参加を促進させていく中、障害の種類や程度によっては一般企業等で働くことが難しい人もいます。所得を得る場の確保という就労支援のみでなく、日中活動として働く場を確保する観点からも就労支援をしていく必要があります。

6 社会参加の拡充

(1) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

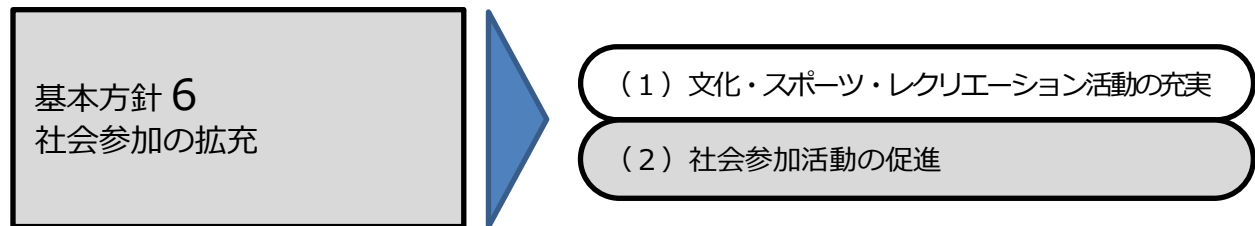
- 障害のある人が自らの関心のある活動に積極的に参加し、多くの人たちとの交流やふれあいなどを通じて自己実現を図ることができるよう、スポーツ活動や生涯学習活動への参加機会を確保し、障害のある人の社会参加を促進することが大切です。
- アンケート調査結果によると、今後の生活の中で充実させたいこととして、「友人や仲間との交流」、「趣味・教養などの文化・芸術活動」、「スポーツ・レクリエーション活動」などが上位にあげられています。
- こうした活動に参加することは、障害のある人にとって、健康の保持・増進や生きがいづくりにつながります。そのため、こうした活動を支える人材の育成や情報提供など、参加しやすい環境づくりを一層進める必要があります。

施策番号	施策内容		担当
6-1-1	施策名	スポーツ活動の促進	障害者支援課 スポーツ振興課
	内容	<p>障害のある人もない人もともに参加し楽しめる「ガス灯ロードレース大会」は、毎年開催している大きなイベントです。このように障害のある人が参加しやすい事業を展開するとともに、総合型地域スポーツクラブ「四街道SSC」においては、誰もが参加できるように多種目のプログラムが提供されています。</p> <p>今後も引き続き、誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実を図ります。</p>	

施策 番号	施策内容		担当
6-1-2	施策名	生涯学習事業の利用促進	社会教育課
	内 容	<p>市民の学習活動支援と市政への理解促進に向け、「生涯学習まちづくり出前講座」を実施しています。また、「生涯学習生きがいづくりアシスト事業」として、ボランティア講師による市民への講師派遣を実施しています。こうした生涯学習推進事業は、情報誌「まなびいガイドブック」などによる周知を行い、利用促進を図っています。</p> <p>今後も、生涯学習に関する幅広い情報提供や啓発活動を充実させ、さまざまな障害があったとしてもその参加を促すことで、障害のある人の生きがいづくりや充実した生活への支援に努めます。</p>	

(2) 社会参加活動の促進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

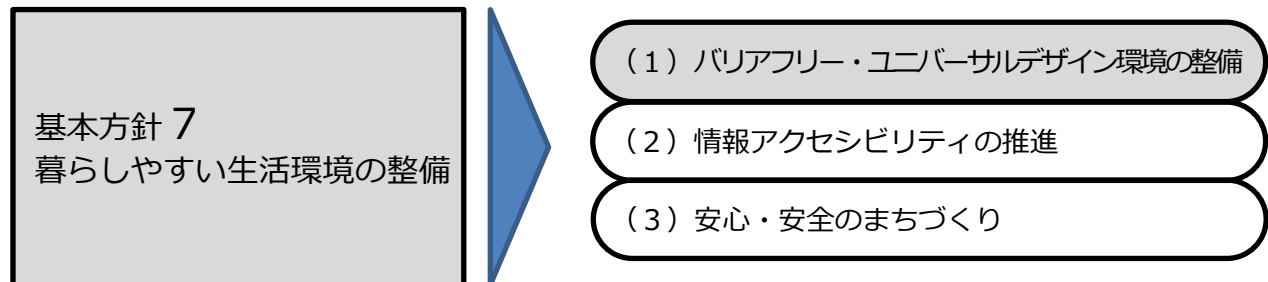
- 障害のある人の活発な社会参加活動を促すため、関係機関との連携を進めながら、参加しやすい環境を様々な面において整備することが大切です。
- また、障害のある人と障害のない人との交流を促進することは、市民の障害への理解が深まる機会であるとともに、障害のある人にとってうらおいのある生活につながっていくため、交流等の取り組みをさらに支援していくことが重要です。

施策番号	施策内容		担当
6-2-1	施策名	障害者手帳によるサービスの拡充	障害者支援課
	内容	<p>障害者手帳所持者は手帳の種類や程度によって、タクシーや有料道路などの割引、市内循環バス「ヨッピー」運賃の免除、自転車駐輪場の優先登録・登録料の減免など、さまざまなサービスを受けることができます。</p> <p>今後は、さらに市内の公的機関との連携を強化し、利用料の減免対象となる施設の拡充に努めます。</p>	
6-2-2	施策名	福祉ショップの運営に対する支援	障害者支援課
	内容	<p>自主的に福祉ショップを運営する団体に対して、場所の提供や運営についての支援を行い、市民との交流を通じた社会参加の場となるよう、南部総合福祉センターわろうべの里での活動を支援しています。</p> <p>地域で生活する障害のある人、家族、ボランティアによる協働運営のモデルケースとして重要な役割を担っており、今後も継続的に支援を行っていきます。</p>	

7 暮らしやすい生活環境の整備

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害のある人が自由に外出し、活動していくためには、様々な障壁を取り除き、移動や施設利用における利便性を高めていくことが必要です。また、ユニバーサルデザインの考え方を確実に取り入れながら、まちづくりを進めていくことが重要です。
- アンケート調査結果によると、外出の際に困っていることとして、身体障害では「歩道が狭く、道路に段差が多い」、「障害者用トイレが少ない」などのハード面の課題をあげる人が多くなっています。
- また、放置自転車の問題をはじめ市民のマナー向上によって改善される課題もあることから、市民の理解向上と意識啓発を進めていくことも大切です。

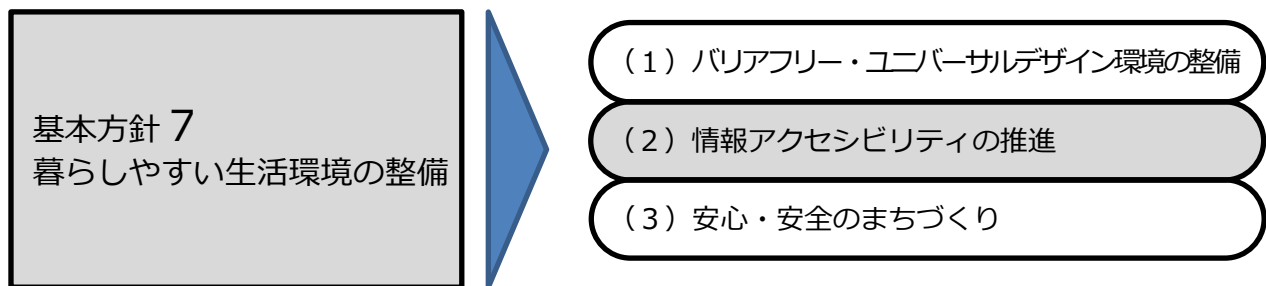
施策番号	施策内容		担当
7-1-1	施策名	道路環境の整備 重点目標 6	道路管理課 道路建設課 都市整備課
	内容	道路のバリアフリー工事や点字ブロックの設置、歩道の新設・改良など、障害のある人の気軽で安全な外出が可能となるよう、道路環境の整備を進めています。 今後も事業者や交通管理者等と調整協議を進めながら、道路の整備や維持管理を計画的に推進します。	

施策番号	施策内容		担当
7-1-2	施策名	路上障害物の除去	クリーンセンター 道路管理課
	内容	<p>放置自転車やごみ集積所におけるごみのはみ出しなど、路上の障害物を除去するため、広報などにより市民の理解とマナーの向上を図っています。放置自転車については、駅前における指導及び移動作業を行っています。</p> <p>今後も引き続き、市政だよりやホームページ等の広報、キャンペーン等の啓発活動や改善指導を図ります。</p>	
7-1-3	施策名	公共施設のバリアフリー化の推進 重点目標6	管財課 福祉政策課 障害者支援課 健康増進課 教育総務課 社会教育課 スポーツ振興課 図書館
	内容	<p>公共施設について、障害者用トイレの設置や受付窓口のローカウンター化、階段の手すりの設置、段差の解消、点字ブロックや車いす対応スロープの設置などを行い、バリアフリー化を進めています。</p> <p>今後も、障害者用トイレのオストメイト用設備の設置をはじめ、利用者の要望を踏まえ、計画的に一層の改善に努めます。また、ユニバーサルデザインの視点から、障害の有無、年齢・性別等にかかわらず、市民が安全かつ快適に利用できるよう配慮された設備等を取り入れていきます。</p>	
7-1-4	施策名	バスのバリアフリー化の推進	政策推進課
	内容	<p>民間のバス会社に対し、ノンステップバスまたはワンステップバスの導入を促進しています。各事業者とも、順次バリアフリー対応車両への切り替えを行っています。市内循環バス「ヨッピー」については、ノンステップバスへの車両更新が完了しました。</p> <p>今後も民間バス会社のすべての車両がノンステップバスあるいはワンステップバスになるよう、働きかけを行います。</p>	
7-1-5	施策名	住宅のバリアフリー化の推進	障害者支援課
	内容	<p>障害のある人の住宅改修にあたり、バリアフリー化に向けて、各種パンフレットなどを活用し情報提供するとともに、バリアフリー住宅への改修の補助を実施しています。</p> <p>今後も住宅改修時の助成を行うなど、住宅のバリアフリー化の推進を図ります。</p>	

施策 番号	施策内容		担当
7-1-6	施策名	公共施設のユニバーサルデザイン化の推進	障害者支援課
	内 容	<p>公共施設の整備にあたっては、庁舎内におけるわかりやすい看板の設置や市ホームページにおける音声読み上げ、文字拡大など、すべての人にとって使いやすくなるよう、ユニバーサルデザインの導入を進めています。</p> <p>今後も施設改修や新設に際し、ユニバーサルデザインを取り入れていくよう、関係機関への働きかけに努めます。</p>	

(2) 情報アクセシビリティの推進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

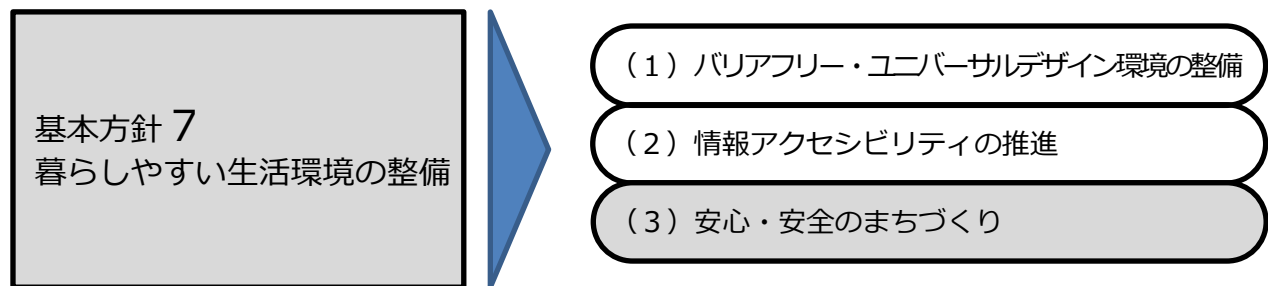
- アンケート調査結果によると、福祉に関する情報入手先については、「市のホームページ・広報紙やガイドブック」が身体障害及び難病で特に高くなっており、広報紙は情報伝達における重要な媒体であることがわかります。障害福祉については頻繁に制度改正が実施されており、最新の動向やサービスについて、多様な方法・手段を通じ障害のある人やその家族にしっかりと情報提供していくことが求められています。
- 情報へのアクセスは基本的な権利のひとつであり、障害のある人の社会参加を促進するためにも、必要な情報を適切に入手できるようにしていくことが重要です。障害のある人が円滑に情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上及び情報提供の充実などを進めていく必要があります。

施策番号	施策内容		担当
7-2-1	施策名	情報提供の充実 重点目標 6	障害者支援課
	内容	<p>サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、冊子やホームページで障害福祉サービスや各種福祉制度について、情報提供を行っています。</p> <p>今後も、情報を必要とする人が必要な情報を確実に得ることができるよう、情報提供の充実に努めます。障害福祉制度総合的なガイドブックである「ふくし」については、担当課窓口での配布のほか、市のホームページから入手可能にしていますが、すべての障害のある人にとって使いやすい冊子となるよう、デジ版「ふくし」の作成などを検討します。障害福祉に関しては、制度改正が頻繁に行われているため、十分な周知と的確かつ迅速な情報提供に努めます。</p>	

施策 番号	施策内容		担当
7-2-2	施策名	わかりやすい情報発信の推進	関係各課
	内 容	<p>市民向けの多彩な情報は、広報紙のほかホームページ等でも情報発信を進めています。</p> <p>様々な市民向けの情報が、障害のある人にとってもさらにわかりやすく提供できるよう、今後も引き続き、ホームページ等を活用しながら各種情報提供の充実を図ります。</p>	

(3) 安心・安全のまちづくり

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害のある人が安心して地域で生活していくためには、地震や台風などの災害による被害を防ぐ防災対策、犯罪や事故に巻き込まれないような防犯対策を積極的に推進することが不可欠です。
- アンケート調査結果によれば、災害時において「一人で避難できないと思う」が、身体障害で 37%、知的障害で 58%、精神障害で 18%、難病で 17%と、特に身体障害及び知的障害で多くなっています。
- 災害発生時に最も重要なことは、自ら身を守ることですが、東日本大震災などの教訓を踏まえ、平常時より、自力避難が困難な人への支援体制を整備しておく必要があります。被災時に求められる支援は、障害の状況や特性、ふだんの介助者の状況などによって多岐にわたっており、きめ細かく配慮していくことが重要です。

施策番号	施策内容		担当
7-3-1	施策名 内容	避難行動要支援者対策の充実 災害対策基本法の改正を受け、策定した「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、高齢者や障害のある人など、災害時において自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、要支援者の同意を得ながら、区・自治会、民生委員の協力のもと、個別支援計画の作成を進めています。 また今後、災害発生時に避難行動要支援者が安全・円滑に避難できるよう、多様な方法・媒体による適切な情報提供を行うほか、福祉避難所の開設に備え、福祉施設等との協定を締結します。	危機管理室 福祉政策課 高齢者支援課 障害者支援課
7-3-2	施策名 内容	災害に強いまちづくり 各種ハザードマップの作成、地域の自主防災組織の取組の支援などを行っています。 今後も、地域組織や近隣住民による避難行動要支援者を支える取組を呼びかけるとともに、福祉サービス事業者、及び被災現場での活動経験のあるNPOやボランティアとの連携強化を図ります。 また、ハザードマップの周知とともに、自主防災組織における各種ハザードマップを用いた防災訓練が実施されるよう必要な支援を行います。	危機管理室 福祉政策課 高齢者支援課 障害者支援課
7-3-3	施策名 内容	消費者被害・トラブルの対応及び防止 詐欺や悪質商法の具体例などを紹介する講座の開催やミニ通信などの自治会回覧を行い、被害やトラブルの未然防止を図っています。また、消費者被害・トラブルに遭った人の相談や苦情受付を実施しています。さらに、消費生活センターを「安全安心ステーション」に隣接させ、より安全で安心できる相談体制を構築しています。 今後も引き続き、消費者被害・トラブル対策の周知を進めるとともに、より安全で安心した相談体制の充実に努めます。	産業振興課

第5章 計画の推進

1 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、各年度において、計画に掲げたそれぞれの施策について点検・評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

本市では、計画の進行を管理するため、計画の策定・改定を行う際に各施策の進捗状況を調査するとともに、保健福祉審議会において評価を行い、結果をホームページで公表します。

2 関係機関との連携

障害のある人が、地域の中で安心して自立した生活を送るためには、地域の中で適切なサービスを提供する体制を構築することが必要です。

そこで、四街道市地域福祉計画の理念のもと、自立支援協議会を中心として、障害福祉サービス事業所、医療機関、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員などの関係機関の、それぞれの役割分担を明確にしながら、連携の強化を図っていきます。

3 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力

千葉県においては、市町村の枠を越えた各種サービスの面的・計画的な整備と重層的なネットワークを構築する単位として、16の障害保健福祉圏域を設定しています。

本市は印旛圏域に含まれています。印旛障害保健福祉圏域は、本市をはじめ、成田市・佐倉市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町の9市町で構成されており、地域活動支援センターⅠ型や中核地域生活支援センター、就労・生活支援センターの利用もこの圏域で行われています。今後も広域的な事業などの推進にあたっては、それぞれの市町が調整・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。

資料編

資料編

1 計画策定経過

保健福祉審議会 本会

開催日	区分	主な審議内容
平成 27 年 5 月 19 日 (火)	第 1 回	<ul style="list-style-type: none">・ 第 4 次四街道市障害者基本計画策定について・ 第 4 次四街道市障害者基本計画の概要、策定スケジュール及び市民アンケート調査（案）について・ 部会の設置について
平成 28 年 2 月 22 日 (月)	第 3 回	<ul style="list-style-type: none">・ 第 4 次四街道市障害者基本計画（案）について

保健福祉審議会 障害者部会

開催日	区分	主な審議内容
平成 27 年 9 月 25 日 (金)	第 1 回	<ul style="list-style-type: none">・ 現行計画の実施状況について（報告）・ 市民アンケート結果について（報告）・ 福祉関係団体とのアンケート及び意見交換会の結果について（報告）
平成 27 年 11 月 25 日 (水)	第 2 回	<ul style="list-style-type: none">・ 第 4 次四街道市障害者基本計画（素案）について
平成 28 年 2 月 12 日 (金)	第 3 回	<ul style="list-style-type: none">・ 第 4 次四街道市障害者基本計画（案）について

四街道市障害者基本計画策定委員会

開催日	区分	主な審議内容
平成 27 年 8 月 20 日 (木)	第 1 回	<ul style="list-style-type: none">・ 現行計画の実施状況について（報告）・ 市民アンケート結果について（報告）・ 福祉関係団体とのアンケート及び意見交換会の結果について（報告）
平成 27 年 11 月 12 日 (木)	第 2 回	<ul style="list-style-type: none">・ 第 4 次障害者基本計画（素案）について
平成 28 年 1 月 28 日 (木)	第 3 回	<ul style="list-style-type: none">・ 第 4 次障害者基本計画（案）について

四街道市障害者自立支援協議会

開催日	区分	主な審議内容
平成 27 年 5 月 21 日 (木)	第 1 回	・ 第 4 次障害者基本計画について
平成 27 年 11 月 12 日 (水)	第 2 回	・ 第 4 次障害者基本計画（素案）について

アンケート調査

年月日	事項
平成 27 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住の身体障害者手帳所持者（2,459 名）、療育手帳所持者（458 名）、精神障害者保健福祉手帳所持者（500 名）、難病療養者見舞金受給者（496 名） 対象者数計 3,913 名 有効回収数 2,588 人 回収率 66.1%

意見交換会

開催日	対象	主な内容
平成 27 年 7 月 29 日～ 8 月 4 日	市内で活動している障害者 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体を構成している会員及び会員数 ・ 団体の活動目的及び活動内容 ・ 活動上の課題・問題 ・ 活動を続けていくうえで行政（四街道市等）に期待する支援 ・ 活動を続けていくうえで行政以外（市民等）に期待する支援 ・ 活動参加者・利用者から出る不満や要望 ・ 本市で暮らす障害者をめぐる課題 ・ 次期計画に盛り込んでほしい理念や施策

意見提出手続（パブリックコメント）

年月日	事項
平成 27 年 12 月 14 日 (月) ～ 平成 28 年 1 月 12 日 (火)	・ 第 4 次障害者基本計画（案）について

2 計画策定体制

(1) 四街道市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 市は、社会福祉施策の総合的かつ計画的運営を図り、もって住民福祉の向上を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、四街道市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、福祉及び医療施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療施策の進展、動向及び諸制度に関すること。
- (3) その他保健、福祉及び医療施策に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 保健関係者 2人以内
- (3) 福祉関係者 4人以内
- (4) 医療関係者 3人以内
- (5) 市民代表 3人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平12条例12・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員(特別な調査審議事項に係る臨時委員を含む。)の過半数の出席がなけ

れば会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。

4 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行により新たに委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成8年4月30日までとする。

(四街道市医療協議会設置条例の廃止)

3 四街道市医療協議会設置条例(昭和52年条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成12年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行により新たに委嘱される委員の任期は、この条例施行の際現に委員となっている者の残任期間と同様とする。

(2) 委員名簿

保健福祉審議会 本会委員

選出区分	氏名	備考
学識経験	澁谷 哲	
学識経験	大淵 義明	
学識経験	江口 勝善	
保健関係	金子 恵子	
保健関係	有川 良子	
福祉関係	岡田 はる美	
福祉関係	秋山 峰子	
福祉関係	原 多喜夫	副会長
福祉関係	中村 修治	
医療関係	柴 忠明	会長
医療関係	大内 健太郎	
医療関係	島 万里子	
市民代表	栗原 直也	(平成 27 年 11 月 30 日まで)
市民代表	伊佐 勉	
市民代表	飛田 周彬	

順不同・敬称略

保健福祉審議会 障害者部会委員

選出区分	氏名	備考
学識経験	大淵 義明	部会長
保健関係	金子 恵子	
福祉関係	中村 修治	
医療関係	大内 健太郎	
医療関係	島 万里子	副部会長
市民代表	飛田 周彬	
市民代表	伊佐 勉	
臨時委員	穴澤 悦子	
臨時委員	川崎 鉄男	

順不同・敬称略

(3) 四街道市障害者基本計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 第4次四街道市障害者基本計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を策定するため、四街道市障害者基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会所掌事項は、次のとおりとする。
計画案の策定に関すること。
その他策定委員会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、福祉サービス部長の職にあるものをもって充てる。
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 委員長が欠けた場合または委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、福祉サービス部障害者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年6月12日から施行する。

(廃止)

2 この要領は、第4次四街道市障害者基本計画の策定の完了をもって廃止するものとする。

別 表

福祉サービス部長 経営企画部次長（政策調整担当） 総務部次長（政策調整担当） 福祉サービス部次長（政策調整担当） 健康こども部次長（政策調整担当） 環境経済部次長（政策調整担当） 都市部次長（政策調整担当） 教育部次長（政策調整担当） 消防本部次長（政策調整担当）
--

3 用語の解説

あ

インクルージョン

すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共生する、ともに生きる社会を目指すという考え方であり、障害のある人が普通の場所で普通の生活をするということです。

インクルーシブ教育システム

「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであり、障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えられています。

インフォーマルなサービス

多様な市民組織による福祉サービスのことをインフォーマルサービスといいます。これらと行政による公的な福祉サービス（フォーマルサービス）が連携して市民を支えています。

NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のことです。

オストメイト

様々な病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを人工肛門・人工膀胱といいます。人工肛門・人工膀胱のある人のことを『オストメイト』と呼びます。

か

基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として2012（平成24）年4月から設置されることとなった施設のことです。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的としています。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。

ケアマネジメント

一人のサービス利用者に複数のサービスが別々に提供されるのではなく、統一された介護方針のもとにケアプランに基づいて総合的・一体的にサービスが提供されるように調整などを行うことです。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことです。

高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のことです。高次脳機能障害者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障害者への相談支援及び支援体制の整備が図られています。

子育て支援センター

保育所の遊具や保育士と一緒に遊んだり、保護者同士が交流する場です。育児の悩みなど、気軽に話ができる場所です。子育て応援サークルなどの、育成及び活動を支援します。利用対象者は、四街道市在住の乳児から就学前までのお子様と保護者です。

こどもルーム

保護者が仕事などのために放課後家庭で監護ができない児童を対象に、放課後や夏休みなどの学校休業日に遊びや生活の場を提供して子どもたちの生活を守る施設です。

さ

社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある人への偏見など）などがあげられます。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれます。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があります。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいます。

生涯学習生きがいつくりアシスト事業

市民が自主的に「何かを学びたい、体験したい」と思った時に、あらかじめ登録された市民が講師（指導者）としてアシスト（手助け）する事業です。

生涯学習まちづくり出前講座

市民の皆さんの学習活動に役立てていただくため、市職員が講師として出向き、市の事業や政策などについて話をする制度です。

障害者週間

平成 16 年 6 月に障害者基本法が改正され、従来あった「障害者の日」（12 月 9 日）が「障害者週間」（12 月 3 日～9 日）に改められました。これを受け、平成 16 年 12 月には障害者施策推進本部が「「障害者週間」の実施について」本部決定を行い、「共に生きる社会を作るために～身につけよう心の身だしなみ～」により、障害について理解し、日常生活や事業活動の中で配慮や工夫をすることを国民に呼びかけられました。

情報アクセシビリティ

パソコンやスマートフォンなどによる情報の受けとりやすさのことです。また、ハード

ウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、障害のある人や高齢者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすることです。

自立支援協議会

障害のある人に地域における生活を支援していただくには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用などの関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。自立支援協議会はこの役割を担っています。

自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

スクールカウンセラー

児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たしています。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、ますます多岐にわたっており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしています。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な成年者の、財産や権利を保護するための制度です。

ソーシャルワーカー

人権や社会正義など福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指します。ソーシャルワーカーは、利用者の立場を尊重して、本人が問題解決できる援助が重要となります。

総合型地域スポーツクラブ「四街道 SSC」

身近に自由に使えるスポーツ施設があり、地域の会員が「いつでも、どこでも、誰とでも」それぞれのニーズに応じて、質の高い指導者のもと活動が行えるスポーツクラブです。

相談支援

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成 24）年 4 月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられました。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業といいます。

た

地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害のある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じⅠ型からⅢ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業と、併せて相談支援事業を実施します。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴など、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。

Ⅲ型：創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施します。

中核地域生活支援センター

福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護などの機能を併せ持ち、24 時間 365 日体制で行う民間サイドの福祉サービスの拠点として設置されたセンターです。

デイジー（DAISY）

視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、約 50 カ国の会員団体に構成するデイジーコンソーシアムにより開発と維持が行なわれているアクセシブルな情報システムです。（Digital Accessible Information SYstem の略）

特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害のある児童生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的としています。児童生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受けることができます。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害のある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なものとされています。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校のことです。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童生徒に対する教育について、障害種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成 18）年の学校教育法の改正により創設されました。

特別支援教育

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

な

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、地域の中でともに生活することが正常（ノーマル）な社会の在り方であるという考え方のことです。

は

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・

避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図をいいます。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもあります。

四街道市では、災害発生時における各地域の迅速で安全な場所への避難及び被害の軽減を目的として、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）、四街道市防災ハザードマップ（冊子）があります。

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれます。

バリアフリー

誰もが自立した生活を送れるようにするために、障害のある人や高齢者の生活や活動を差別したり、妨害したりするものを取り除こうという概念のことです。バリアには、都市環境・建築などの物理的なバリア、人間の意識や態度、行動などの背景にある心理的なバリア、社会的な制度のバリア、コミュニケーションのバリアなどがあります。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられています。

福祉ショップ

障害のある人などの社会参加や市民の理解の促進など、福祉を目的とする店舗の総称で、障害のある人自身が働く喫茶店や障害のある人が制作した作品などを常設店舗において展示・販売する店舗などの形態があります。本市では、南部総合福祉センター内に設置しています。

福祉避難所

市指定避難所での生活が困難な人を救済する必要がある場合、市の要請により福祉施設が開設する避難所です。

ま

まなびいガイドブック

市民の誰もが、生涯いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことを応援するため、市及び関係機関が行っている生涯学習関連事業・団体などを幅広い分野にわたって紹介しているガイドブックです。

みんなで地域づくりセンター

みんなで地域づくりセンターは、平成 22 年 9 月 1 日に文化センター1 階に開設されました。平成 20 年 9 月に制定された「みんなで地域づくり指針」に基づき、四街道の地域づくり（地域課題の解決を図る取り組み）の推進エンジンとして、区・自治会、NPO・ボランティア団体、文化・スポーツ団体、事業者、市など、主体同士のコーディネート役を担います。

や

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能なデザインにすることです。バリアフリーは物理的・社会的・制度的・心理的な障壁に対処するという考え方であり、一方、ユニバーサルデザインは、施設や製品等について新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方です。

ら

ライフステージ

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことをいいます。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことをいいます。

第4次四街道市障害者基本計画

平成28年3月

発行：四街道市役所 福祉サービス部 障害者支援課

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話 043-421-6122

FAX 043-421-2676
